

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

### （目次）経営学部 経営マネジメント学科

#### 【設置の趣旨・目的等】

1. 法律や行政に関する能力・知識を修得することの必要性として、「企業の経営活動とは社会的活動そのものであり、その結果、コンプライアンスを徹底することが当然に求められることから、経営の中核を担う人材として、将来的に直面するであろうあらゆる場面を想定し、法律的风险を把握しておく必要がある」との説明がなされた。しかしながら、法律や行政に関係する授業科目の概要やシラバスにおいては、企業におけるコンプライアンスや法律的风险の把握に係る内容が含まれていないように見受けられることから、本学が掲げるディプロマ・ポリシー等に基づいた適切な教育課程が編成されているのか判断することができない。このため、(1)の審査意見への対応も踏まえ、本学の教育課程が適切に編成されていることについて明確に説明するとともに、必要に応じて関連する書類の記載を適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・5P
2. 「本学が掲げるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程との整合性及び教育効果をより高めるべく、教育課程の一部を変更すること」とし、「チームワーク論」、「組織心理学」及び「リーダーシップ論基礎」を新たに配置することが説明された。しかしながら、これらの科目が全体計画審査意見1(3)における「学生が他者と協働するグループワークなどの演習や実践的な科目」に該当するかの説明がなされておらず、また、演習等の教育方法による実践的な科目も見受けられないことから、教育課程が、適切な教育方法により編成されているのか判断することができない。このため、本学の教育課程がカリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成されていることについて明確に説明するとともに、必要に応じて関連する書類の記載を適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・13P

#### 【教育課程等】

3. 本学の教育課程のうち、「法学概論」については、刑事法が含まれているが、本学の養成する人材像やディプロマ・ポリシー等を踏まえれば、刑事法入門①～⑤の各授業内容を学ぶことの妥当性を判断することができない。また、本授業科目は専門教育科目である「法律専攻」科目区分の各授業科目における学びの基礎となるものと見受けられるが、全体計画審査意見3を踏まえ、当該科目区分の授業科目から、「刑法総論」「刑法各論」を削除したこととの関係性や整合性についても説明がなされておらず判然としない。このため、当該授業科目の位置づけや全体計画審査意見1(2)への対応において記載された法律に関する能力・知識を習得する必要性に係る説明を踏まえた上で、「法学概論」について、適切な授業計画となっていることについて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・18P

4. 卒業論文作成に必要な受講者 1 人当たりの指導時間が 5 時間であることが明らかになった。しかしながら、資料 25 において示された各段階における指導内容や指導時間では、指導教員の精読や添削に係る時間が含まれているものとは見受けられず、また、十分な指導時間が確保されているものとは見受けられず、一担当教員当たりの受講者数の上限を 40 名程度とすることの妥当性を判断することができない。このため、受講者一人当たりの論文指導に要する時間数及び一担当教員当たりの受講者数に係る上限の妥当性について、改めて客観的かつ具体的な数値を用いて説明するか、必要に応じて改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・22P
5. 添削指導教員及び学修アドバイザーの採用基準について説明がなされたが、例えば添削指導教員の「実績」の基準や、「高度な専門知識や資格」の基準が不明確である。また、一人の添削指導教員が複数の専門分野に係る授業科目の添削指導を行う計画であると見受けられるが、専門性の異なる授業科目を添削指導することが可能であるのか判然とせず、指導補助が適切に実施される体制となっているのか判断することができない。また、添削指導教員の採用に当たっては、「教員としての資質が認められる者」であることが説明されているが、大学設置基準第 13 条から第 17 条において規定される大学における教員の資格を満たした基準が設定されているのか判然としない。このため、添削指導教員を「教員としての資質が認められる者」として配置するのであれば、大学設置基準第 13 条から第 17 条の規定及び必要とされる能力や資質を踏まえつつ、添削指導教員について、適切な採用基準が設けられていることを改めて明確に説明するとともに、必要に応じ、例えば添削指導教員には採用基準において一定の学位を求める等、明確な採用基準に改めること。また、指導補助体制が適切に整備されることについて改めて明確に説明すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・26P
6. 常勤の指導補助者については、1 日当たり 8 時間として業務負担のウェイト等を算出されているが、繁忙期等においては算出された業務負担を大きく上回ることも懸念される。このため、繁忙期等を含め、時期によって指導補助者の業務内容が過度な負担とならない指導体制となっていることについて明確に説明することが望まれる。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・33P
7. 数学に関するリメディアル教育として、自由科目「数学入門」を設定されることの説明がなされたが、本科目は「必要な時に履修できるようにする」こととなっており、どのような学生に履修を求めるものなのか説明がなされていないことから、真にリメディアル教育が求められる学生が、確実に当該授業科目を履修することができる仕組みとなっているのか疑義がある。また、本科目の配当年次について、「教育課程等の概要」においては「1-3 年次」、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「④2(2)各科目区分の科目構成とその理由」においては「1-4 年次」と記載されており、説明に不整合が見られることから、適切に改めることが望ましい。  
(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・36P

**【入学者選抜】**

8. アドミッション・ポリシーを改めるとともに、入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの各項目に係る評価の考え方や判定方法について説明がなされたが、以下の点について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

(1) アドミッション・ポリシー1)及び2)を志望動機書に基づき判定することが説明された。しかしながら、例えばアドミッション・ポリシー1)に掲げられた「興味や関心と主体性」や「多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのように判断するのか明確な説明がなされておらず、書類のみで「関心」や「主体性」、「協働して学ぶ態度」といった資質能力を適切に判定することができるのか疑義がある。このためアドミッション・ポリシーに照らして適切な入学者選抜方法が設定されていることについて改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・・40P

(2) 社会人等に対して、アドミッション・ポリシー3)に掲げる内容については評価・判定の対象項目としないことが説明された。しかしながら、例えば、国語の学びを通じて身に付ける文章読解力や海外文献を読むための英語に関する知識・能力は、一定程度必要と考えられることから、社会人等については判定対象としないことの妥当性が判然としない。このため、高等学校の主要授業科目に係る教科書レベルの基本的知識をアドミッション、ポリシーに掲げていることの趣旨に鑑み、社会人等が本学の教育課程を履修するに当たって求められる必要な資質・能力をどのように担保するのか明確に説明するとともに、必要に応じて入学者選抜方法やリメディアル教育等をはじめとした関連する記載について適切に改めること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42P

(3) 社会人等のうち「母国語が日本語ではない方」に対して提出を求める出願時の書類には、高等学校卒業程度であることを証する書類は含まれていないことから、学校教育法第90条に規定する要件を満たしていることを確実に確認するように改めること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55P

**【教育研究実施組織】**

9. 基幹教員数について「大学通信教育設置基準」の規程を満たしていないため適切に改めること。(是正事項)・・58P

10. 「教員個人調書」について、調書番号10の教員に係る就任承諾書の作成日が「2024年8月31日」となっているため、適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63P

11. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。(是正事項)・・64P

【その他】

12. 「基本計画書」の「教育課程等の概要」における「基幹教員等の配置」欄について、当該授業科目を担当する基幹教員及び助手の数ではなく「○」が付されているため、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）」に従い、適切に改めること。  
（是正事項）・・65P

1. 法律や行政に関する能力・知識を修得することの必要性として、「企業の経営活動とは社会的活動そのものであり、その結果、コンプライアンスを徹底することが当然に求められていることから、経営の中核を担う人材として、将来的に直面するであろうあらゆる場面を想定し、法律的风险を把握しておく必要がある」との説明がなされた。しかしながら、法律や行政に関する授業科目の概要やシラバスにおいては、企業におけるコンプライアンスや法律的风险の把握に係る内容が含まれていないように見受けられることから、本学が掲げるディプロマ・ポリシー等に基づいた適切な教育課程が編成されているのか判断することができない。このため、(1)の審査意見への対応も踏まえ、本学の教育課程が編成されていることについて明確に説明するとともに、必要に応じて関連する書類の記載を適切に改めること。

(対応)

本審査意見の「法律や行政に関する授業科目の概要やシラバスにおいては、企業におけるコンプライアンスや法律的风险の把握に係る内容が含まれていないように見受けられる」という点について、(1)の審査意見の対応に記した養成する人材像及び3つのポリシー、そして教育課程の編成を総合考慮した。その結果、法律や行政に関する授業科目のうち、本審査意見の内容と関連性の高い「会社法」、「商法総則・商行為法」、「行政法総論」の3科目について、企業におけるコンプライアンスや法律的风险の把握に係る学修の機会が確保されるよう授業計画を改めることとし、「授業科目の概要」及び「シラバス」にその内容を反映させる。

(1) 会社法

① 授業概要(シラバスからの抜粋) 【図1】

本授業の目的は、株式会社の設立や運営の方法、また、出資者である株主や会社債権者を保護するために法規制、さらには、企業が法律や規則、倫理規範等に従って行動する等、実践のための重要な基礎的知識や理論及び法体系を学修することにある。具体的には、会社法総則、株式会社の設立、株式、新株予約権、運営面における株主総会、取締役と監査役の役割や責任、コーポレートガバナンスの仕組み等を実務と関連させながら確認することにある。

② 授業計画(シラバスからの抜粋)

12. 機関⑥(コーポレートガバナンスの枠組みとコンプライアンス)

13. 機関⑦(内部統制システムとコンプライアンス)

(2) 商法総則・商行為法

① 授業概要(シラバスからの抜粋) 【図2】

本授業の目的は、商法総則・商行為法の学修を通して、企業と企業取引に関する特別規定等の理解を深めるとともに、私法における一般法としての民法の理解も得ることで、企業や商取引を取り巻く法制度に係る知識を修得することにある。

さらに、商法総則は、企業が市場で公正かつ透明性を持って行動するための指針を提供し、消費者や他の事業者との信頼関係を構築する上で重要な意義をも持つ。そのことから、企業は商法総則に規定する内容を正確に把握し、適切なコンプライアンスプログラムを策定並びに実施することで、リスク管理を強化し、持続可能な経営を目指すことができるという視点を理解することは重要である。

- ② 授業計画(シラバスからの抜粋)
  - 13. 企業活動におけるコンプライアンス①
  - 14. 企業活動におけるコンプライアンス②

(3) 行政法総論

- ① 授業概要(シラバスからの抜粋) 【図3】

本授業の目的は、行政法における「法律による行政の原理」等の基本的な原理を理解しつつ、行政行為や行政指導、行政計画、行政契約等の行政の形式に関する概念及び法的規律性について学修をするとともに、情報公開法や行政手続法等に関する法律的枠組みや制度背景を学修することにある。また、行政法は企業が遵守すべき重要な法律の枠組みを提供し、法的リスクの管理において中心的な役割を果たすことから、企業が事業活動を適正に行うためにも、行政法関連法規等の解釈について、判例を題材に理解をすることを目的にする。

- ② 授業計画(シラバスからの抜粋)
  - 12. 個別行政法規と判例①(環境行政)
  - 13. 個別行政法規と判例②(給付行政)
  - 14. 個別行政法規と判例③(規制行政)

【図1】

科目名	会社法	科目コード	BU8025
		単位	4 単位
担当教員	金澤 大祐		
履修方法	メディア学修		
必修選択の別	必修		
授業概要	<p>本授業の目的は、株式会社の設立や運営の方法、また、出資者である株主や会社債権者を保護するために法規制、さらには、企業が法律や規則、倫理規範等に従って行動する等、実践のための重要な基礎的知識や理論及び法体系を学修することにある。具体的には、会社法総則、株式会社の設立、株式、新株予約権、運営面における株主総会、取締役と監査役の役割や責任、コーポレートガバナンスの仕組み等を実務と関連させながら確認することにある。</p>		
学修到達目標	<p>到達目標は、会社法における知識や制度の背景を体系的に理解し、他者に説明できるようになることである。</p>		
成績評価の基準・方法	単位修得試験 100%		
教科書	<p>伊藤靖史等『会社法 LEGAL QUEST』（有斐閣、2015年）  ※教科書は急遽変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampus を通じて連絡をします。</p>		
参考文献	近藤光男・志谷匡史等『基礎から学べる会社法』（弘文堂、2021年）		
授業計画・ 時間外学修内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総論(会社と会社法、会社法の基礎)</li> <li>2. 設立①(発起設立と募集設立、設立登記)</li> <li>3. 設立②(設立中の法律関係、違法な設立・会社の不成立、設立に関する責任)</li> <li>4. 株式①(株式と株主)</li> <li>5. 株式②(株式の譲渡、譲渡制限、権利行使の方法)</li> <li>6. 株式③(特殊な株式保有の形態、投資単位の調整)</li> <li>7. 機関①(機関総説、株主総会)</li> <li>8. 機関②(取締役会設置会社)</li> <li>9. 機関③(指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社)</li> <li>10. 機関④(非取締役会設置会社、役員等の義務と責任①)</li> <li>11. 機関⑤(役員等の義務と責任②)</li> <li>12. 機関⑥(コーポレートガバナンスの枠組みとコンプライアンス)</li> <li>13. 機関⑦(内部統制システムとコンプライアンス)</li> <li>14. 計算①(会計と開示、剰余金の配当)</li> <li>15. 計算②(自己株式、損失の処理、会社債権者の保護)</li> <li>16. 資金調達①(募集株式の発行)</li> <li>17. 資金調達②(新株予約権、社債)</li> <li>18. 定款、解散・清算(清算の開始、清算手続等)</li> <li>19. 企業の買収・結合・再編①(株式の取得による買収)</li> <li>20. 企業の買収・結合・再編②(組織再編の意義と手続)</li> <li>21. 企業の買収・結合・再編③(組織再編無効の訴え)</li> </ol>		

	<p>22. 企業の買収・結合・再編④(事業の譲渡等)</p> <p>23. 企業の買収・結合・再編⑤(敵対的買収と防衛策)</p> <p>24. 企業グループ(親会社と子会社)</p> <p>25. 企業形態の選択と持分会社、組織変更</p> <p>26. 国際会社法(抵触法と実質法、外国会社)</p> <p>27. 総復習①(設立)</p> <p>28. 総復習②(株式)</p> <p>29. 総復習③(機関)</p> <p>30. 総復習④(その他)</p> <p>なお、本授業は、内容を踏まえた確認テストを適宜実施する。</p>
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampus を通して質問してください。
備考	—

【図2】

科目名	商法総則・商行為法	科目コード	BU8024
		単位	2単位
担当教員	金澤 大祐		
履修方法	テキスト学修		
必修選択の別	必修		
授業概要	<p>本授業の目的は、商法総則・商行為法の学修を通して、企業と企業取引に関する特別規定等の理解を深めるとともに、私法における一般法としての民法の理解も得ることで、企業や商取引を取り巻く法制度に係る知識を修得することにある。</p> <p>さらに、商法総則は、企業が市場で公正かつ透明性を持って行動するための指針を提供し、消費者や他の事業者との信頼関係を構築する上で重要な意義をも持つ。そのことから、企業は商法総則に規定する内容を正確に把握し、適切なコンプライアンスプログラムを策定並びに実施することで、リスク管理を強化し、持続可能な経営を目指すことができるという視点を理解することは重要である。</p>		
学修到達目標	到達目標は、会社法にも通じる商法の考え方を理解し、商法総則・商行為法における法制度や規定、解釈をする上での重要論点について、判例・通説の立場を理解できるようになることである。		
成績評価の基準・方法	レポート並びに単位修得試験の合格		
教科書	<p>大塚英明等『商法総則・商行為法』（有斐閣アルマ、2019年）</p> <p>※教科書は変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampus を通じて連絡をします。</p>		
参考文献	<p>弥永真生『リーガルマインド 商法総則・商行為法』（有斐閣、2019年）</p> <p>郷原信郎『ビジネスコンプライアンス』（東洋経済新報社、2022年）</p>		
授業計画・ 時間外学修内容等	<p>指定の教科書等をよく読み、商法総則・商行為法の法制度や規定、重要論点について、判例・通説に関する知識と考え方を体系的に理解すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商法をかたちづくる概念①(商人、商行為、企業等)</li> <li>2. 商法をかたちづくる概念②(営業と営業譲渡等)</li> <li>3. 企業活動を支える商法上の制度①(商号等)</li> <li>4. 企業活動を支える商法上の制度②(支配人その他の商業使用人等)</li> <li>5. 企業活動を支える商法上の制度③(商業登記等)</li> <li>6. 企業活動を支える商法上の制度④(商業帳簿等)</li> <li>7. 外観主義による企業活動の促進①(名板貸し等)</li> <li>8. 外観主義による企業活動の促進②(表見支配人等)</li> <li>9. 外観主義による企業活動の促進③(商業登記と外観主義等)</li> <li>10. 企業活動の特色と商行為法①(民法との比較等)</li> <li>11. 企業活動の特色と商行為法②(商事担保等)</li> <li>12. 企業活動の特色と商行為法③(商事売買等)</li> <li>13. 企業活動におけるコンプライアンス①</li> <li>14. 企業活動におけるコンプライアンス②</li> <li>15. 商法がかかげる伝統的営業(運送・倉庫取引、海運、代理・仲立・問屋、銀行取引)</li> </ol>		
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampus を通じて質問してください。		
備考	—		

【図3】

科目名	行政法総論	科目コード	BU8028
		単位	2単位
担当教員	平野 嘉秋		
履修方法	テキスト学修		
必修選択の別	必修		
授業概要	<p>本授業の目的は、行政法における「法律による行政の原理」等の基本的な原理を理解しつつ、行政行為や行政指導、行政計画、行政契約等の行政の形式に関する概念及び法的規律性について学修をするとともに、情報公開法や行政手続法等に関する法律的枠組みや制度背景を学修することにある。また、行政法は企業が遵守すべき重要な法律の枠組みを提供し、法的リスクの管理において中心的な役割を果たすことから、企業が事業活動を適正に行うためにも、行政法関連法規等の解釈について、判例を題材に理解をすることを目的とする。</p>		
学修到達目標	<p>本授業の到達目標は、各種原理や行政活動に係る概念、関連法について理解し、説明できるようになることである。</p>		
成績評価の基準・方法	レポート並びに単位修得試験の合格		
教科書	<p>宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論』（有斐閣、2023年）  ※教科書は変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampusを通じて連絡をします。</p>		
参考文献	<p>宇賀克也『行政法』（有斐閣、2023年）  塩野宏『行政法Ⅰ 行政法総論』（有斐閣、2015年）  最高裁判所 HP_裁判例検索 <a href="https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search2">https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search2</a>  曾和俊文、野呂充、北村和生『事例研究行政法』（日本評論社、2021年）  斎藤誠『別冊ジュリスト 行政判例百選Ⅰ(260)』（有斐閣、2022年）</p>		
授業計画・ 時間外学修内容等	<p>指定の教科書や裁判例等を精読の上で理解し、行政法に関する知識と考え方を体系的に理解すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政法の基礎(全体構造、意義、特徴、法源、効力)</li> <li>2. 法律による行政の原理、行政法の一般原則、民事法との関係</li> <li>3. 行政情報の収集・管理・利用(行政情報の収集、管理と行政的利用、公開)</li> <li>4. 行政上の義務履行強制</li> <li>5. 行政上の義務違反に対する制裁</li> <li>6. 行政基準</li> <li>7. 行政計画</li> <li>8. 行政行為</li> <li>9. 行政指導、行政契約</li> <li>10. 行政手続法</li> <li>11. 行政手続に関するその他の問題</li> <li>12. 個別行政法規と判例①(環境行政)</li> <li>13. 個別行政法規と判例②(給付行政)</li> <li>14. 個別行政法規と判例③(規制行政)</li> <li>15. 総括</li> </ol>		
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampusを通して質問してください。		
備考	—		

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (26P)

新	旧
<p>④教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2. 教育課程の編成の体系性</p> <p>(2) 各科目区分の科目構成とその理由</p> <p>&lt;専門教育科目&gt;</p> <p>4) 専攻科目</p> <p>④ 法律専攻 (D-4)</p> <p>法令に関する基礎的知識を修得し、行政活動の前提となる知識に加え、人文・社会・自然などに関する幅広い教養を身に付けていくために「民法Ⅰ(総則・物権)」4単位、「行政法総論」2単位、「商法総則・商行為法」2単位、「民法Ⅱ(債権・親族相続)」2単位、「租税法Ⅰ」2単位、「租税法Ⅱ」2単位、「会社法」4単位の7科目18単位を配置する。<u>特に、「会社法」、「商法総則・商行為法」、「行政法総論」の3科目について、企業におけるコンプライアンスや法律的风险の把握に係る内容も含めた授業計画を構成する。</u></p>	<p>④教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2. 教育課程の編成の体系性</p> <p>(2) 各科目区分の科目構成とその理由</p> <p>&lt;専門教育科目&gt;</p> <p>4) 専攻科目</p> <p>④ 法律専攻 (D-4)</p> <p>法令に関する基礎的知識を修得し、行政活動の前提となる知識に加え、人文・社会・自然などに関する幅広い教養を身に付けていくために「民法Ⅰ(総則・物権)」4単位、「行政法総論」2単位、「商法総則・商行為法」2単位、「民法Ⅱ(債権・親族相続)」2単位、「租税法Ⅰ」2単位、「租税法Ⅱ」2単位、「会社法」4単位の7科目18単位を配置する。</p>

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
<p>(授業科目の名称)</p> <p>商法総則・商行為法</p> <p>(講義等の内容)</p> <p>商法総則・商行為法の学修を通して、企業と企業取引に関する特別規定等の理解を深めるとともに、私法における一般法としての民法の理解も得ることで、企業や商取引を取り巻く法制度に係る知識を修得することにある。</p> <p><u>さらに、商法総則は、企業が市場で公正かつ透明性を持って行動するための指針を提供し、消費者や他の事業者との信頼関係を構築する上で重要な意義をも持つ。そのことから、企業は商法総則に規定する内容を正確に把握し、適切なコンプライアンスプログラムを策定並びに実施することで、リスク管理を強化し、持続可能な経営を目指すことができるという視点を理解することは重要である。</u></p>	<p>(授業科目の名称)</p> <p>商法総則・商行為法</p> <p>(講義等の内容)</p> <p>商法総則・商行為法の学修を通して、企業と企業取引に関する特別規定等の理解を深めるとともに、私法における一般法としての民法の理解も得ることで、企業や商取引を取り巻く法制度に係る知識を修得することにある。</p>

新	旧
<p>(授業科目の名称) 会社法</p> <p>(講義等の内容) <u>株式会社の設立や運営の方法、また、出資者である株主や会社債権者を保護するために法規制、さらには、企業が法律や規則、倫理規範等に従って行動する等、実践のための重要な基礎的知識や理論及び法体系を学修することにある。具体的には、会社法総則、株式会社の設立、株式、新株予約権、運営面における株主総会、取締役と監査役の役割や責任、コーポレートガバナンスの仕組み等を実務と関連させながら確認することにある。</u></p>	<p>(授業科目の名称) 会社法</p> <p>(講義等の内容) <u>株式会社の設立や運営の方法、また、出資者である株主や会社債権者を保護するために法規制等に係る基礎的知識や理論体系を学修することにある。具体的には、会社法総則、株式会社の設立、株式、新株予約権、運営面における株主総会、取締役会、監査役等の役割や会社にあった機関設計の方法等を実務と関連させながら確認することにある。</u></p>
<p>(授業科目の名称) 行政法総論</p> <p>(講義等の内容) 行政法における「法律による行政の原理」等の基本的な原理を理解しつつ、行政行為や行政指導、行政計画、行政契約等の行政の形式に関する概念及び法的規律性について学修するとともに、情報公開法や行政手続法等に関する法律的枠組みや制度背景を学修することにある。<u>また、行政法は企業が遵守すべき重要な法律の枠組みを提供し、法的リスクの管理において中心的な役割を果たすことから、企業が事業活動を適正に行うためにも、行政法関連法規等の解釈について、判例を題材に理解をすることを目的にする。</u></p>	<p>(授業科目の名称) 行政法総論</p> <p>(講義等の内容) 行政法における「法律による行政の原理」等の基本的な原理を理解しつつ、行政行為や行政指導、行政計画、行政契約等の行政の形式に関する概念及び法的規律性について学修するとともに、情報公開法や行政手続法等に関する法律的枠組みや制度背景を学修し、理解することにある。</p>

2. 「本学が掲げるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程との整合性及び教育効果をより高めるべく、教育課程の一部を変更すること」とし、「チームワーク論」、「組織倫理学」及び「リーダーシップ論基礎」を新たに配置することが説明された。しかしながら、これらの科目が全体計画審査意見1(3)における「学生が他者と協働するグループワークなどの演習や実践的な科目」に該当するかの説明がなされておらず、また、演習等の教育方法による実践的な科目も見受けられないことから、教育課程が、適切な教育方法により編成されているのか判断することができない。このため、本学の教育課程がカリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成されていることについて明確に説明するとともに、必要に応じて関連する書類の記載を適切に改めること。

(対応)

本審査意見を踏まえ、本学が掲げるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程との整合性及び教育効果をより高めるべく、「学生が他者と協働するグループワークなどの演習や実践的な科目」として、学生の主体的行動や目標を達成していく上での実行力を、実際に他者との協働を通して身に付けることができるよう学修内容を改めることとする。【図1】

具体的には、「リーダーシップ論基礎」について、グループワーク(演習)を軸とした実践的な授業構成及び内容にするるとともに、学修の過程【資料34】を通じて、次のような学修効果を得ることができるよう改めた。

- ① 他者との協力・協働を通して、互いに知識や経験を共有し、問題解決能力を高めること。
- ② 主体的に学び、自らの意見を形成し、他者との議論を通じて改めて自らの考えを深めること。
- ③ 他者の意見に耳を傾け、受け入れる力を養成すること。
- ④ 自分の考えを表現し、他者からのフィードバックを受け取る機会を得ることで、個々の理解を深めるだけでなく、多角的な視点を獲得すること。
- ⑤ 課題解決を起点としたグループワークにより、これからの時代に求められる資質や能力の育成に寄与するとともに、多様な意見を取捨選択する過程を通して、より高度な課題解決のための基礎を形成すること。

以上の改めた内容は、本学のディプロマ・ポリシーに規定する『「主体的態度」の養成を目的として、社会人としての自覚と組織内で自己を確立するために欠かせないリーダーシップ・忍耐力、他者を理解し集団の中で協調できるチームワーク力、大学での学修を基礎として、社会人として継続的に学び続ける力を有している(A-1、A-2、A-3)』という点、さらには、カリキュラム・ポリシーに規定する『経済活動を営む企業や団体の一員に求められる主体的態度を養成するため、チームワークの重要性を理解し、更にはリーダーに必要な資質を備えるための基本的な理論や知識を修得できる科目を配置する』。そして、『リーダーシップ、チームワーク力、高い公共性並びに倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて対応していく資質が得られるような科目、継続的に必要なスキルの修得につなげていく姿勢を養成する科目を配置する(CP-1)』【資料24参照】という点をより強化するものであり、教育課程が適切に編成されているものであると考える。

授業概要(シラバスからの抜粋) 【図1】

本授業の目的は、株式会社の設立や運営の方法、また、出資者である株主や会社債権者を保護するために法規制、さらには、企業が法律や規則、倫理規範等に従って行動する等、実践のための重要な基礎的知識や理論及び法体系を学修することにある。具体的には、会社法総則、株式会社の設立、株式、新株予約権、運営面における株主総会、取締役と監査役の役割や責任、コーポレートガバナンスの仕組み等を実務と関連させながら確認することにある。

授業計画(シラバスからの抜粋)

14. グループワーク(グループでの議論)
15. グループワークの振り返り(課題作成)

【図1】

科目名	リーダーシップ論基礎	科目コード	BU2006
		単位	2 単位
担当教員	五味 一成		
履修方法	テキスト学修		
必修選択の別	必修		
授業概要	<p>本授業の目的は、現代におけるリーダーシップ研究の基礎的知識の学修及びグループワークを実施することで、チームワークの重要性を学ぶとともに、他者との協働を以て目標や成果を達成するというリーダーとしての素養を育むことにある。組織・集団等の各種場面で期待されるリーダーシップや個人と集団の相互影響やリーダーとフォロワーの関係性について考えるとともに、自身のリーダーシップに対する価値観を醸成し、オンライン・コミュニケーションを通じてチームワークを形成するという未来を見据えた力を修得することを目的とする。</p>		
学修到達目標	<p>到達目標は、モチベーションや職務満足、業績を高めるためのリーダーシップの源泉を理解するとともに、グループワークを通じて得たチームワークの経験等を生かして、自分なりのリーダーシップに対する考え方を持つことである。</p>		
成績評価の基準・方法	レポート並びに単位修得試験の合格		
教科書	<p>石川淳『シェアド・リーダーシップ』（中央経済社、2016年）  ※教科書は変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampus を通じて連絡をします。</p>		
参考文献	<p>金井壽宏『リーダーシップ入門』（日本経済新聞社、2005年）  ジョン・P・コッター『CHANGE 組織はなぜ変わらないのか』（ダイヤモンド社、2022年）</p>		
授業計画・ 時間外学修内容等	<p>指定の教科書等をよく読み、リーダーシップにおける知識等を理解した上で、グループワーク課題を通して、他者への働きかけ等、積極的に取り組むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リーダーシップを発揮するために①(リーダーシップ持論とは)</li> <li>2. リーダーシップを発揮するために②(なぜリーダーシップ持論が有効なのか)</li> <li>3. リーダーシップを発揮するために③(持論を鍛える)</li> <li>4. リーダーシップを発揮するために④(リーダーシップ理論の重要性)</li> <li>5. シェアド・リーダーシップについて①(リーダーシップをシェアするという考え方)</li> <li>6. シェアド・リーダーシップについて②(シェアド・リーダーシップの特徴)</li> <li>7. シェアド・リーダーシップについて③(シェアド・リーダーシップの効果)</li> <li>8. シェアド・リーダーシップについて④(シェアド・リーダーシップが効果的な場面等)</li> <li>9. シェアド・リーダーシップについて⑤(シェアド・リーダーシップに関する3つの誤解)</li> <li>10. シェアド・リーダーシップについて⑥(日本企業とシェアド・リーダーシップ)</li> <li>11. 職場をシェアド・リーダーシップにするために①(分化と統合の実現、分化促進)</li> <li>12. 職場をシェアド・リーダーシップにするために②(職場の統合促進、信頼の醸成)</li> <li>13. 職場をシェアド・リーダーシップにするために③(信頼の醸成)</li> <li>14. グループワーク(グループでの議論)</li> <li>15. グループワークの振り返り(課題作成)</li> </ol>		
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampus を通じて質問してください。		
備考	—		

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (24P)

新	旧
<p>④教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2. 教育課程の編成の体系性</p> <p>(2) 各科目区分の科目構成とその理由</p> <p>&lt;総合教育科目&gt;</p> <p>2) 総合関係科目</p> <p>(中略)</p> <p>現代におけるリーダーシップ研究の基礎的知識の学修及びグループワークを実施することで、チームワークの重要性を学ぶとともに、<u>他者との協働を以て目標や成果を達成するというリーダーとしての素養を育むことにある。そして、組織・集団等の各種場面で期待されるリーダーシップや個人と集団の相互影響やリーダーとフォロワーの関係性について考えるとともに、自身のリーダーシップに対する価値観を醸成し、オンライン・コミュニケーションを通じてチームワークを形成するという未来を見据えた力を修得する「リーダーシップ論基礎」</u></p> <p>(後略)</p>	<p>④教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2. 教育課程の編成の体系性</p> <p>(2) 各科目区分の科目構成とその理由</p> <p>&lt;総合教育科目&gt;</p> <p>2) 総合関係科目</p> <p>(中略)</p> <p>現代におけるリーダーシップ研究の基礎的知識の学修を通して、<u>組織・集団等の各種場面で期待されるリーダーシップや個人と集団の相互影響やリーダーとフォロワーの関係性について考えるとともに、将来に向けた自身のリーダーシップに対する価値観を醸成する「リーダーシップ論基礎」</u></p> <p>(後略)</p>

(新旧対照表) 教育課程等の概要

新	旧
<p>リーダーシップ論基礎 主要科目</p> <p>必修2単位 印刷教材による授業</p> <p><u>講義及び演習</u></p>	<p>リーダーシップ論基礎 主要科目</p> <p>必修2単位 印刷教材による授業</p> <p><u>講義</u></p>

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
<p>(授業科目の名称) リーダーシップ論基礎</p> <p>(講義等の内容) <u>現代におけるリーダーシップ研究の基礎的知識の学修及びグループワークを実施することで、チームワークの重要性を学ぶとともに、他者との協働を以て目標や成果を達成するというリーダーとしての素養を育むことにある。組織・集団等の各種場面で期待されるリーダーシップや個人と集団の相互影響やリーダーとフォロワーの関係性について考えるとともに、自身のリーダーシップに対する価値観を醸成し、オンライン・コミュニケーションを通じてチームワークを形成するという未来を見据えた力を修得することを目的とする。</u></p>	<p>(授業科目の名称) リーダーシップ論基礎</p> <p>(講義等の内容) <u>現代におけるリーダーシップ研究の基礎的知識の学修を通して、組織・集団等の各種場面で期待されるリーダーシップや個人と集団の相互影響やリーダーとフォロワーの関係性について考えるとともに、将来に向けた自身のリーダーシップに対する価値観を醸成する。</u></p>

3. 本学の教育課程のうち、「法学概論」については、刑事法が含まれているが、本学の養成する人材像やディプロマ・ポリシー等を踏まえれば、刑事法入門①～⑤の各授業内容を学ぶことの妥当性を判断することができない。また、本授業科目は専門教育科目である「法律専攻」科目区分の各授業科目における学びの基礎となるものと見受けられるが、全体計画審査意見3を踏まえ、当該科目区分の授業科目から、「刑法総論」「刑法各論」を削除したこととの関係性や整合性についても説明がなされておらず判然としない。このため、当該授業科目の位置づけや全体計画審査意見1(2)への対応において記載された法律に関する能力・知識を習得する必要性に係る説明を踏まえた上で、「法学概論」について、適切な授業計画となっていることについて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本審査意見を踏まえ、より適切な授業計画となるよう改めることとする。【図1】

基本七法を中心に授業科目を編成するという目的の下で「刑法総論」・「刑法各論」を配置したものの、全体計画審査意見3(3月補正申請書記載)を踏まえ、両科目をより関連性が高いと考えられる「商法」や「税法」に関する科目配置に改めた。

そして、「法学概論」の知識を一基盤にして、「刑法総論」・「刑法各論」を学修するという流れとその関係性を考慮すると、「刑法総論」・「刑法各論」の見直しを図ることと連動して、「法学概論」の授業内容である「刑事法入門①～⑤」についても見直しを図った方が、より教育効果の高い授業科目及び内容の配置になるものとする。

以上より、本審査意見を踏まえて、より適切な授業計画となるよう改めることとするに至った。

#### ① 授業概要(シラバスからの抜粋) 【図1】

本授業の目的は、日常生活並びに現代のグローバル化した情報社会で求められる基礎的な法的知識や法的思考力を養い、理解をすることにある。具体的には、「法」とは何か、法の分類と概要、法(条文)解釈の手段、公法・私法分野の入門的知識等を学修することにある。

#### ② 授業計画(シラバスからの抜粋)

1. 法律学習の基礎知識(基本文献、六法、法令の構造、法と言葉)
2. 法律学習の必須知識(法と道徳、近代思想史、法源、成文法と不文法)
3. 法の分類(公法と私法、普通法と特別法、強行法と任意法、実体法と手続法等)
4. 法の効力(時・人・場所に関する法の効力)
5. 法の解釈①(法解釈学という学問、学理解釈と有権解釈)
6. 法の解釈②(文字通りの適用、発展的な法解釈のための手段)
7. 法の解釈③(法の解釈の妥当性評価の実質的基準)
8. 法学史、基礎法学、基本七法、新たな分野

【図1】

科目名	法学概論	科目コード	BU2004
		単位	2 単位
担当教員	神崎 勝一郎		
履修方法	テキスト学修		
必修選択の別	選択		
授業概要	本授業の目的は、日常生活並びに現代のグローバル化した情報社会で求められる基礎的な法的知識や法的思考力を養い、理解をすることにある。具体的には、「法」とは何か、法の分類と概要、法(条文)解釈の手段、公法・私法分野の入門的知識等を学修することにある。		
学修到達目標	到達目標は、最高法規性を持つ憲法を頂点とする日本における法体系構造の概括を理解し、法解釈の手段を通して、法的思考力の基礎を修得することである。		
成績評価の基準・方法	レポート並びに単位修得試験の合格		
教科書	霞信彦等『法学概論』（慶應義塾大学出版会、2022年）： 第1回～第4回 永井和之、森光等『法学入門』（中央経済社、2023年）： 第5回～第14回 年教科書は変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampus を通じて連絡をします。		
参考文献	池田真朗等『法の世界へ』（有斐閣、2020年）		
授業計画・ 時間外学修内容等	<p>指定の教科書等をよく読み、法律学の基礎的識と思考法等を理解すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法律学習の基礎知識(基本文献、六法、法令の構造、法と言葉)</li> <li>2. 法律学習の必須知識(法と道徳、近代思想史、法源、成文法と不文法)</li> <li>3. 法の分類(公法と私法、普通法と特別法、強行法と任意法、実体法と手続法等)</li> <li>4. 法の効力(時・人・場所に関する法の効力)</li> <li>5. 法の解釈①(法解釈学という学問、学理解釈と有権解釈)</li> <li>6. 法の解釈②(文字通りの適用、発展的な法解釈のための手段)</li> <li>7. 法の解釈③(法の解釈の妥当性評価の実質的基準)</li> <li>8. 法学史、基礎法学、基本七法、新たな分野</li> <li>9. 公法入門①(主権、人権)</li> <li>10. 公法入門②(統治、権利の実現)</li> <li>11. 私法入門①(私法上の権利主体)</li> <li>12. 私法入門②(所有権)</li> <li>13. 私法入門③(契約)</li> <li>14. 私法入門④(過失責任)</li> <li>15. 総復習</li> </ol>		
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampus を通じて質問してください。		
備考	—		

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
<p>(講義等の内容)</p> <p>日常生活並びに現代のグローバル化した情報社会で求められる基礎的な法的知識や法的思考力を養い、理解をすることにある。具体的には、「法」とは何か、<u>法の分類と概要、法(条文)解釈の手段、公法・私法分野の入門的知識等を学修することにある。</u></p>	<p>(講義等の内容)</p> <p>日常生活並びに現代のグローバル化した情報社会で求められる基礎的な法的知識や法的思考力を養い、理解をすることにある。具体的には、「法」とは何か、<u>公法・私法・刑事法という法の分類と概要、法(条文)解釈の手段等を学修することにある。</u></p>

(新旧対照表) シラバス

新	旧
<p>(授業概要)</p> <p>本授業の目的は、日常生活並びに現代のグローバル化した情報社会で求められる基礎的な法的知識や法的思考力を養い、理解をすることにある。具体的には、「法」とは何か、<u>法の分類と概要、法(条文)解釈の手段、公法・私法分野の入門的知識等を学修することにある。</u></p> <p>(教科書)</p> <p><u>霞信彦等『法学概論』(慶應義塾大学出版会、2022年)：第1回～第4回</u></p> <p>永井和之、森光等『法学入門』(中央経済社、2023年)：第5回～第14回</p> <p>(授業計画・時間外学修内容等)</p> <p><u>1. 法律学習の基礎知識(基本文献、六法、法令の構造、法と言葉)</u></p> <p><u>2. 法律学習の必須知識(法と道徳、近代思想史、法源、成文法と不文法)</u></p> <p><u>3. 法の分類(公法と私法、普通法と特別法、強行法と任意法、実体法と手続法等)</u></p> <p><u>4. 法の効力(時・人・場所に関する法の効力)</u></p> <p><u>5. 法の解釈①(法解釈学という学問、学理解釈と有権解釈)</u></p> <p><u>6. 法の解釈②(文字通りの適用、発展的な法解釈のための手段)</u></p> <p><u>7. 法の解釈③(法の解釈の妥当性評価の実質的基準)</u></p> <p><u>8. 法学史、基礎法学、基本七法、新たな分野</u></p> <p><u>9. 公法入門①(主権、人権)</u></p> <p><u>10. 公法入門②(統治、権利の実現)</u></p> <p><u>11. 私法入門①(私法上の権利主体)</u></p> <p><u>12. 私法入門②(所有権)</u></p>	<p>(授業概要)</p> <p>本授業の目的は、日常生活並びに現代のグローバル化した情報社会で求められる基礎的な法的知識や法的思考力を養い、理解をすることにある。具体的には、「法」とは何か、<u>公法・私法・刑事法という法の分類と概要、法(条文)解釈の手段等を学修することにある。</u></p> <p>(教科書)</p> <p>永井和之、森光等『法学入門』(中央経済社、2023年)</p> <p>(授業計画・時間外学修内容等)</p> <p><u>1. 「法」とは何か(法の存在形式、法の正当性の実質的根拠)</u></p> <p><u>2. 公法入門①(主権、人権)</u></p> <p><u>3. 公法入門②(統治、権利の実現)</u></p> <p><u>4. 私法入門①(私法上の権利主体)</u></p> <p><u>5. 私法入門②(所有権)</u></p> <p><u>6. 私法入門③(契約)</u></p> <p><u>7. 私法入門④(過失責任)</u></p> <p><u>8. 刑事法入門①(「刑法」とは、刑法の任務)</u></p> <p><u>9. 刑事法入門②(行為規範としての刑法、裁判規範としての刑法)</u></p> <p><u>10. 刑事法入門③(わが国の刑法と罪刑法定主義)</u></p> <p><u>11. 刑事法入門④(刑罰の正当性、犯罪概念の明確化)</u></p> <p><u>12. 刑事法入門⑤(刑事手続)</u></p> <p><u>13. 法解釈学①(法解釈学という学問、学理解釈と有権解釈)</u></p> <p><u>14. 法解釈学②(文字通りの適用、発展的な法解釈のための)</u></p>

<u>13. 私法入門③(契約)</u>	<u>の手段)</u>
<u>14. 私法入門④(過失責任)</u>	<u>15. 法解釈学③(法の解釈の妥当性評価の実質的基準)／</u>
<u>15. 総復習</u>	<u>総復習</u>

4. 卒業論文作成に必要な受講者 1 人当たりの指導時間が 5 時間であることが明らかになった。しかしながら資料 25 において示された各段階における指導内容や指導時間では指導教員の精読や添削に係る時間が含まれているものとは見受けられず、一担当教員当たりの受講者数の上限を 40 名程度とすることの妥当性を判断することができない。このため受講者一人当たりの論文指導に要する時間数及び一担当教員当たりの受講者数に係る上限の妥当性について、改めて客観的かつ具体的な数値を用いて説明するか、必要に応じて改めること

(対応)

「卒業論文Ⅱ」の一指導教員当たりの受講者数の上限については、受講者 1 人当たりの論文指導に要する時間数をシラバスより洗い出し、学生 1 人当たりの卒業論文指導に要する時間を 5 時間とめ定めたが、審査意見により精読や添削に係る時間が含まれているものとは見受けられないことが指摘された。この審査意見を踏まえ、学生 1 人当たりの卒業論文指導に要する時間を再検討し、精読や添削に係る時間を含めた時間数となるように改めた。また、「卒業論文Ⅱ」の担当教員を初回申請時の 13 名からこの度の再補正申請で 9 名増員し 22 名としたことで、一指導教員当たりの受講者人数の平均は 22.7 人となる。そのため審査意見を踏まえて「卒業論文Ⅱ」の一担当教員当たりの受講者数は 30 名を上限とすることに改めた。その上でこの条件を前提として、他の授業及び授業以外の関係業務の所要時間を含めても対応が可能であることを検証し、その妥当性について説明する。

1. 「卒業論文Ⅱ」受講者 1 人当たりの指導時間の再検討

本学の教育課程に配置された「卒業論文Ⅱ」の一指導教員当たりの受講者数の上限を検証するにあたり、「卒業論文Ⅱ」の授業シラバスを踏まえて卒業論文作成指導に必要な受講者 1 人当たりの指導時間を 5 時間と設定した。審査意見を踏まえて、卒業論文制作指導に要する時間に「精読に要する指導時間」「添削に要する指導時間」を考慮して必要時間を改めて検討した。結果、受講者 1 人当たり卒業論文制作指導に係る時間数を 5 時間から 7 時間に改めることとした。【資料 25】

2. 「卒業論文Ⅱ」の担当指導教員数と一担当指導教員当たりの受講者数の上限の下方修正

初回申請時においては、「卒業論文Ⅱ」の指導担当教員は 13 名で、一担当指導教員当たりの受講者数の上限人数を 50 名程度としていた。全体計画の審査意見を踏まえて、補正申請において「卒業論文Ⅱ」の指導担当教員を 20 名とし、一指導教員当たりの受講者数の上限人数を 40 名と設定した。

【図 1】「卒業論文Ⅱ」の平均担当学生数と一担当教員当たりの受講者数の上限（補正申請時）

申請時				補正申請時			
4年次 在籍数	担当 教員数	平均 担当学生数	上限人数	4年次 在籍数	担当 教員数	平均 担当学生数	上限人数
500人	13人	38.5人	50人	500人	20人	25.0人	40人

更に、この度の第一次審査意見を踏まえて、「卒業論文Ⅱ」の指導担当教員を 22 名とした。その結果、平均担当学生数は 22.7 名となった。そこで受講上限人数を 40 名から 30 名に下方修正することとした。

【図 2】「卒業論文Ⅱ」の平均担当学生数と一担当教員当たりの受講者数の上限（再補正申請時）

補正申請時				再補正申請			
4年次 在籍数	担当 教員数	平均 担当学生数	上限人数	4年次 在籍数	担当 教員数	平均 担当学生数	上限人数
500人	20人	25.0人	40人	500人	22人	22.7人	30人

### 3. 「卒業論文Ⅱ」の一担当指導教員当たりの年間の指導時間の検証

受講者1人当たりの卒業論文制作指導に要する時間に「精読に要する指導時間」「添削に要する指導時間」を考慮して7時間とし、一担当指導教員当たりの受講者数の上限を40名から30名に改めたことで、「卒業論文Ⅱ」を担当する指導教員の年間の対応時間を検証した。その結果、受講生1人当たりの指導時間を5時間、上限人数を40名で設定していた時間数とほぼ同じ時間数となり、業務ウエイトもほぼ同じ結果となった【図3】

【図3】一指導教員あたりの受講者数の上限人数と業務のウエイトの検証

受講者数 (上限)	受講者1人 当たりの 対応時間数	総所要時間	週数	1週間当たり		
				担当時間	勤務時間/W	業務ウエイト
50名	5時間	250時間	18週	13.9時間	40時間/w	34.7%
40名	5時間	200時間	18週	11.1時間	40時間/w	27.8%
30名	7時間	210時間	18週	11.7時間	40時間/w	29.3%

### 4. 教員1人当たりの授業及び授業以外の関係業務と所要時間の検証

通信教育課程の教員の業務として必要な時間数を具体的に洗い出して、以下に取りまとめる。【図4】

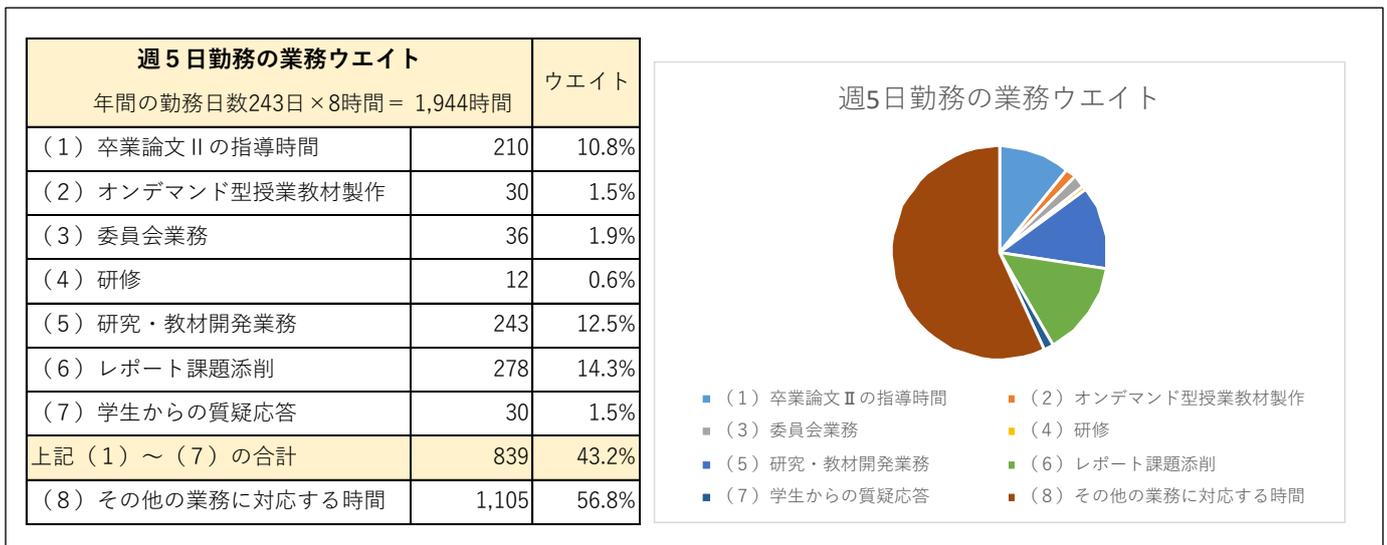
【図4】授業及び授業以外の関係業務の時間数とその算定根拠

授業及び授業以外の関係業務	算定根拠	時間/年
(1) 卒業論文Ⅱの指導時間	上限30人×@7時間	210時間
(2) 教材製作 (オンデマンド型授業)	15回×@2時間	30時間
(3) 委員会業務	12回(年間)×@3時間	36時間
(4) 研修	F D研修2回×@3時間=6時間 教員研修2回×@3時間=6時間	12時間
(5) 研究・教材開発業務	243日×@1時間	243時間
(6) レポート課題添削 (印刷教材による授業)	556人(※1)×@0.5時間	278時間
(7) 学生からの質疑応答 (メディア授業)	1,125時間(※2)÷38人	30時間
合計		839時間
(※1) 556人の根拠(以下①と②の合計) 1・2年次配当 : 29教科(印刷教材授業)×350人÷38人(教員数)=267人分・・・① 3年次以降配当 : 22教科(印刷教材授業)×500人÷38人(教員数)=289人分・・・②		
(※2) 1,125時間の根拠(以下③と④の合計) 1・2年次配当 : 9教科(メディア授業)×15回×@5時間(対応時間)=675時間・・・③ 3年次以降配当 : 6教科(メディア授業)×15回×@5時間(対応時間)=450時間・・・④ (メディア授業1回につき、質疑応答に要する時間を5時間と想定した場合)		

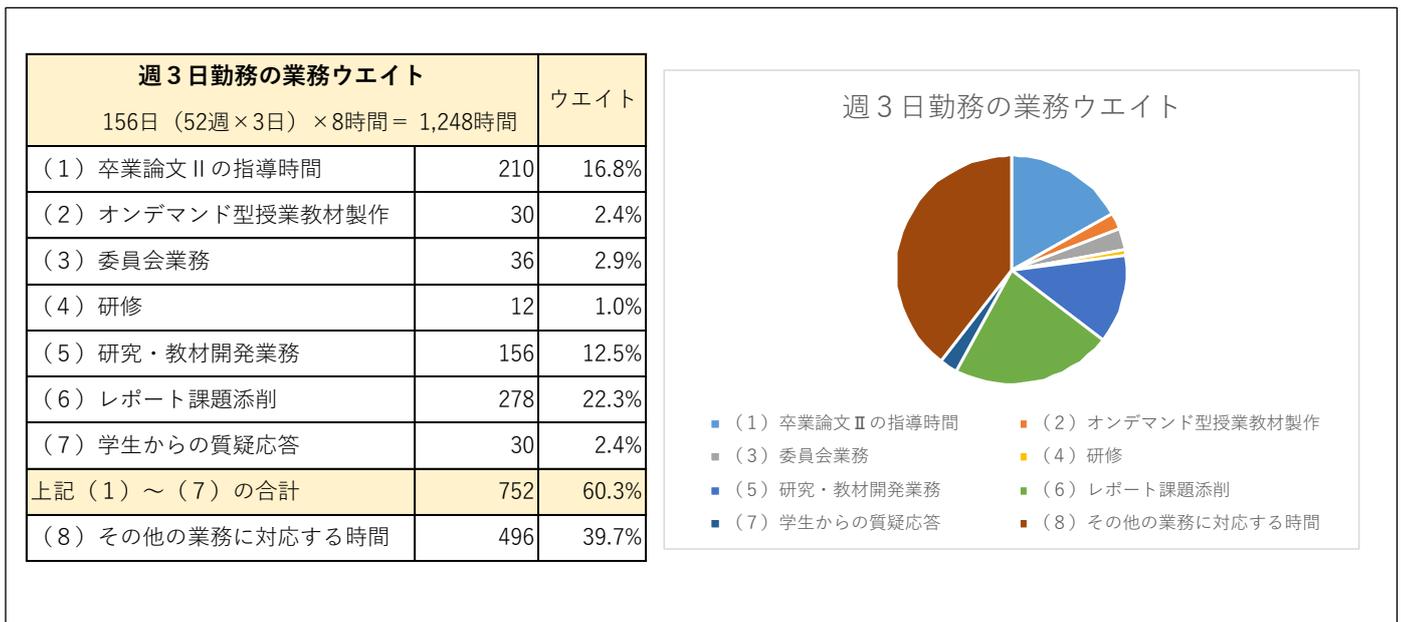
卒業論文Ⅱの指導に要する時間と授業及び授業以外の関係業務に要する時間の検証【資料26】

「卒業論文Ⅱ」の受講上限人数を30人、受講生1人当たりの指導時間を7時間と設定し、年間に要する時間が210時間となることについて、通信制大学における教員が分掌する「授業及び授業以外の関係業務の時間数」を合わせた場合の業務ウエイトが適正であるかを検証した。

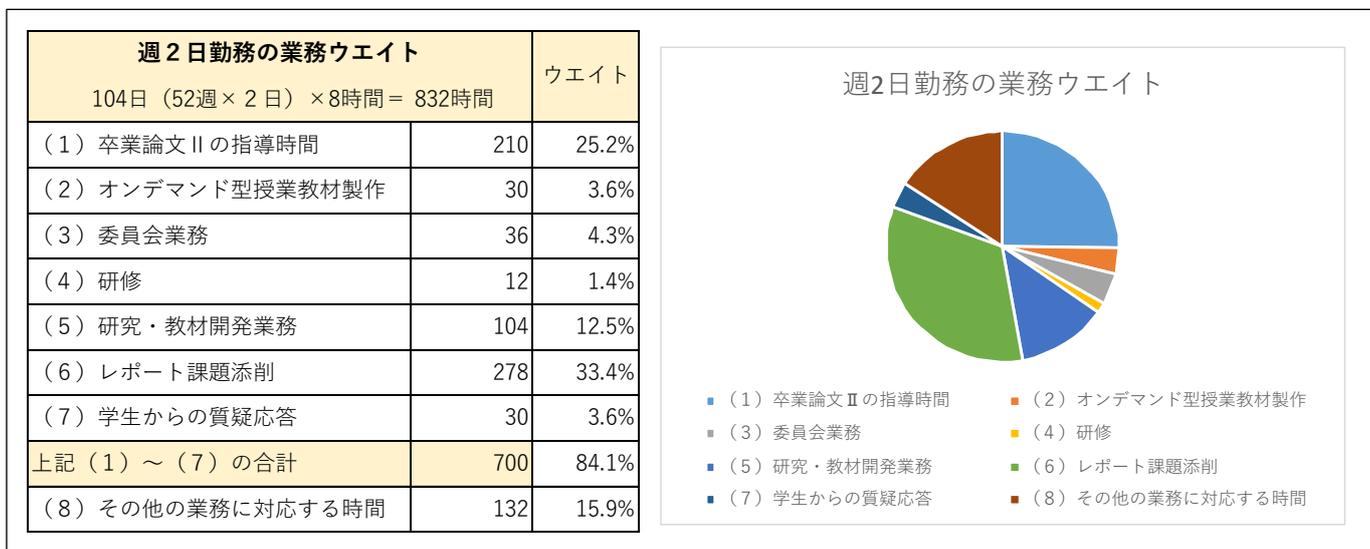
週5日勤務の基幹教員については、年間勤務日数を243日とした場合、年間の勤務時間の合計は1,944時間となり「卒業論文Ⅱ」の指導に要する時間数と授業及び授業以外の業務に要する平均的な時間数時間を合計すると839時間となる。年間の勤務時間に対する業務ウエイトは43.2%となった。この結果、「卒業論文Ⅱ」の指導時間を含めても、年間の業務遂行は十分可能であり、その他の業務に対応する時間を研究や教材開発等に充当することも十分に可能という検証結果となった。



また、週3日勤務の基幹教員については、週3日52週（8時間勤務）とすると年間の勤務時間の合計は1,248時間で「卒業論文Ⅱ」の指導に要する時間数と授業及び授業以外の業務に要する平均的な時間数時間を合計すると752時間となり、年間の勤務時間に対するウエイトは60.3%となった。この結果、週3日勤務の基幹教員も卒業論文Ⅱの指導時間を含めても、年間の業務遂行は十分可能であり、その他の業務に対応する時間を確保することも十分に可能という検証結果となった。



最後に週2日勤務の基幹教員については週2日52週(8時間勤務)とすると年間の勤務時間の合計は832時間で「卒業論文Ⅱ」の指導に要する時間数と授業及び授業以外の業務に要する平均的な時間数時間を合計すると700時間となり、年間の勤務時間に対するウエイトは84.1%となった。この結果、週2日勤務の基幹教員も卒業論文Ⅱの指導時間を含めても、年間の業務遂行は十分可能であり、その他の業務に対応する時間を確保することも十分に可能という検証結果となった。



(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (30P)

新	旧
<p>⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</p> <p>1. 教育方法</p> <p>(2) 授業方法に適した学生数</p> <p>(中略)</p> <p>また、演習科目の「卒業論文Ⅱ」においては、その到達目標が卒業レポートの作成にあるため、1担当教員あたりの受講者数に<u>30人</u>という一定の上限を設けている。指導体制としては、専門演習を受講する上で必要な知識に関しては他の授業と同様に映像による授業コンテンツをオンデマンド方式で学生に配信する。その上で、卒業レポートの作成のために一人ひとりの学生への指導をdotCampusを利用し行う。このため、通学制における専門演習指導に比べれば、基本的知識の伝達に映像コンテンツを利用する分多くの学生の指導が可能となるが、dotCampusを利用した学生へのきめ細やかな指導が必要となる点を考慮し、受講学生数の上限を<u>30人</u>と考えた。そこで、イレギュラーな受講者数の増加も考慮し、1教員が担当する学生数が平均<u>25人以下</u>となるように、4年次の1学年の定員500人に対し、「卒業論文Ⅱ」を担当する教員を<u>22人</u>配置した。その結果、1指導教員あたりの学生数が平均<u>22.7人</u>となっている。</p>	<p>⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</p> <p>1. 教育方法</p> <p>(2) 授業方法に適した学生数</p> <p>(中略)</p> <p>また、演習科目の「卒業論文Ⅱ」においては、その到達目標が卒業レポートの作成にあるため、1担当教員あたりの受講者数に<u>40人程度</u>という一定の上限を設けている。指導体制としては、専門演習を受講する上で必要な知識に関しては他の授業と同様に映像による授業コンテンツをオンデマンド方式で学生に配信する。その上で、卒業レポートの作成のために一人ひとりの学生への指導をdotCampusを利用し行う。このため、通学制における専門演習指導に比べれば、基本的知識の伝達に映像コンテンツを利用する分多くの学生の指導が可能となるが、dotCampusを利用した学生へのきめ細やかな指導が必要となる点を考慮し、受講学生数の上限を<u>40人程度</u>と考えた。そこで、イレギュラーな受講者数の増加も考慮し、1教員が担当する学生数が平均<u>25人程度</u>となるように、4年次の1学年の定員500人に対し、「卒業論文Ⅱ」を担当する教員を<u>20人</u>配置した。その結果、1指導教員あたりの学生数が平均<u>25人</u>となっている。</p>

5. 添削指導教員及び学修アドバイザーの採用基準について説明がなされたが、例えば添削指導教員の「実績」の基準や、「高度な専門知識や資格」の基準が不明確である。また、一人の添削指導教員が複数の専門分野に係る授業科目の添削指導を行う計画であると見受けられるが、専門性の異なる授業科目を添削指導することが可能であるのか判然とせず、指導補助が適切に実施される体制となっているのか判断することができない。また、添削指導教員の採用に当たっては、「教員としての資質が認められる者」であることが説明されているが、大学設置基準第13条から第17条において規定される大学における教員の資格を満たした基準が設定されているのか判然としない。このため、添削指導教員を「教員としての資質が認められる者」として配置するのであれば、大学設置基準第13条から第17条の規定及び必要とされる能力や資質を踏まえつつ、添削指導教員について、適切な採用基準が設けられていることを改めて明確に説明するとともに、必要に応じ、例えば添削指導教員には採用基準において一定の学位を求める等、明確な採用基準に改めること。また、指導補助体制が適切に整備されることについて改めて明確に説明すること。

(対応)

指導補助者で「添削指導教員」の配置について、本学の教育課程編成の方針で記載した科目編成をベースにそれぞれの専門領域に対応するように「添削指導教員」を配置して、適切に添削指導が行える体制であることを説明する。また「添削指導教員」について、『設置の趣旨等を説明する書類』に記載した指導補助者の実施体制の記載を踏まえて、改めて指導補助者で添削指導を担当する者の職務に求められる資質・能力を明確にする。そして「添削指導教員」と称することによる誤解を解消するために「添削指導員」に改める。その上で、「添削指導員」の採用基準を適切に改めた。

#### 1. 「添削指導員」の配置の考え方（指導補助者20人の内、添削指導員18人）

設置の趣旨等を記載した書類（22P～26P）に記載した④教育課程の編成の考え方及び特色に記載している科目編成をベースにして、本学が設置している授業科目を専門領域ごとの分野に区分して、それぞれの区分に「添削指導員」を配置する体制を構築する。これにより、一人の添削指導員が領域の異なる授業科目を受け持つことが無く、自身が有する知識を活かすことができるように配置する。

<総合教育科目>

1) 言語教育科目

日本語表現領域に1人配置、英語領域に1人配置

2) 総合関係科目

組織関係領域（チームワーク論、組織心理学、リーダーシップ論基礎）に1人配置、統計学領域に1人配置、論理学領域に1人配置、法学関係領域に1人配置

3) 自然科学関係科目

数学領域に1人配置、情報領域に1人配置、環境科学領域に1人配置

4) 人文科学関係

国際関係領域に1人配置

<専門教育科目>

1) 経営基礎科目に1人配置

2) 経営基幹科目に2人配置

3) AI・データサイエンス科目：1人配置

4) 専攻科目（経営研究専攻、税務・会計専攻、情報専攻、法律専攻）専攻ごとの1人ずつ計4人配置

## 2. 指導補助者の添削指導とメディア授業の実施体制

<設置の趣旨 (46P) ⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画 5. 指導体制

### (1) 添削指導の実施体制

レポートの添削については、本学が編成する授業科目を担当する教員が主として担当する。一部教員の負担軽減等を図る観点から、担当教員指導・監修のもとでレポート課題の添削指導を共同して補助にあたる指導補助者を配置する。

《印刷教材によるレポートの添削指導補助》

レポート添削においてきめ細かい添削指導を行うため、科目担当者である基幹教員に補助者を配置する。主担当の教員のほかに指導補助者も LMS システムで科目担当者として登録し、補助者は担当教員の指示のもと添削及び担当教員からの指示に基づく評価基準による評価等を行う。

設置の趣旨等を記載した書類の⑧通信教育を実施する場合の具体的計画の5指導体制として、指導補助者の添削指導とメディア授業の実施体制について説明しているが、これによると印刷教材によるレポート添削において、指導補助者は担当教員の指示のもと添削を行うとしており、あくまでも指導担当教員の指示のもとでの添削指導補助が役割となっている。

<設置の趣旨 (46P) ⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画 5. 指導体制

### (2) メディア利用による指導の実施体制及び指導教員との連携

メディア授業は、インターネット等による通信手段により、時間と場所を限定しない非同時に行うオンデマンド方式により実施する。授業コンテンツの受講（視聴）に加え、確認テストの解答やレポート作成に対する添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うことを基本的な構成としており、これらの指導の実施体制としては担当教員が主として対応するが、できる限り速やかに対応するため指導補助者を配置して対応する。学生からの質問については指導補助者が内容を確認し、担当教員の指示のもと回答する。授業内で課したレポート課題に対する添削指導に関しては、印刷教材によるレポートの添削指導の方法と同様に、指導補助者が担当教員指導・監修のもとでレポート課題の添削指導を共同して実施する。

《メディア利用による指導の実施体制》

メディア授業における学生の学修の便を図るべく、学生からの質問にできる限り速やかに対応するための補助者を配置する。対応にあたっては科目担当教員のもと連携し、対応内容はその都度担当教員に報告する。

メディア授業における授業内でレポート課題を課すことは、単位修得において必須ではないが、教科によりこのようなレポートを課した場合には指導補助者が担当教員の指導・監修のもとでレポート課題の添削指導を協同して実施する。また、メディア授業で LMS を利用して学生からの質問があった場合には、科目を担当する教員と連携して対応し、対応内容もその都度報告することとしている。

### 3. 指導補助者で添削指導を担当するものに求められる資質・能力について

設置の趣旨（46P）⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画 5. 指導体制で記載した通り、指導補助者で添削指導を担当する「添削指導員」はあくまでも科目を担当する教員の指示に基づいてレポート添削を補助することが役割となる。学生からの質疑応答に関しては、既知の事柄や簡易な内容の質問には指導補助者が直接対応することもあるが、教科に係る専門的な知識を要することに関しては担当教員と連携して対応することとしている。この通り、教員としての資質は求められるが、資格を求められることまでは求めている。

また、3月の補正申請で提出した「設置の趣旨 47P ⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画 5. 指導体制（3）指導補助者の役割及び教員との連携」の文中や「通信教育実施方法説明書 指導補助者の名称・役割の中で『指導補助者は「添削指導教員」及び「学修アドバイザー」に役割を分けて配置する。』と記載したが、この度の審査意見の回答にあわせて、本学の指導補助者で添削指導の補助を担当するものの呼称を「添削指導員」に変更して、教員の職位に準じるものではないことを明らかにして、関係書類を訂正する。

### 4. 指導補助者で「添削指導員」の採用基準の修正について

上記3で説明した「添削指導員」に求められる資質・能力を踏まえて、補正申請時に記載した指導補助者で「添削指導員」の採用基準を修正する。

#### <旧>（補正申請時）

##### ■指導補助者で「添削指導教員」の採用基準

指導補助者で「添削指導教員」の役割を担当する者の採用については、教員としての資質が認められる者で、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の項目に該当する者を選考によって採用する。

- 1) 各教科について、長年にわたって研究・指導実績のある者
- 2) 各教科について、高度な専門知識や資格を有している者
- 3) 各教科について、関連する実務経験等を有している者
- 4) 各教科に関連する国家資格及び関連分野の資格を有する者
- 5) 上記以外に本学の添削指導教員として、(1)～(4)に関する資質を有していると判断した者

#### <新>（再補正申請）

指導補助者で「添削指導員」の役割を担当する者の採用については、以下の1)の学位を有するもので、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の2)から5)のいずれかの項目に該当するものを選考によって採用する。

- 1) 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を有するもの
- 2) 大学又は専門職大学において助手及び指導補助者としての経歴があるもの
- 3) 以下の学問領域について、知識及び経験を有すると認められる者  
経営学領域、経済学領域、会計学領域、法学領域、日本語表現領域、英語領域、組織関係領域、統計学領域、論理学領域、数学領域、情報領域、環境科学領域、国際関係領域、AI・データサイエンス領域など
- 4) 各教科に関連する以下の国家資格及び関連分野の資格を有する者  
弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITストラテジストなど
- 5) 上記以外に本学の添削指導員として、(2)～(4)に関する資質を有していると判断した者など

新	旧
<p>⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画</p> <p>5. 指導体制</p> <p>(3) 指導補助者の役割及び教員との連携</p> <p>指導補助者は「添削指導員」及び「学修アドバイザー」に役割を分けて配置する。「添削指導員」はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。「学修アドバイザー」は学修全般における質疑応答への対応を行う。主に教育相談員としての業務に従事する。</p> <p>指導補助者の人数は20人とする。役割分担別は18人を「添削指導員」、2人を「学修アドバイザー」として配置し、雇用形態別では「添削指導員」18人中8人を専属、10人をその他教員（兼務）として配置する。その他教員（兼務）の就業時間は平均で1日2時間（所定労働時間8時間に対して4分の1）とし、他大学で勤務する者や大原学園及び関係会社の教職員より、資質や適性のあるものを配置することとする。採用年度は「添削指導員」で専属の8人は4人を開学年度から配置し、4人は開学2年目に配置する。兼務教員10人については5人を開学年度から配置し、5人は開学2年目に配置する。「学修アドバイザー」2人は専属として、開学年次から配置して、主に学生からの教育相談等に対応する。</p> <p>教員との連携体制について「添削指導員」と担当教員の連携について、具体的な内容を以下に示す。</p> <p>1) 具体的に「添削指導員」と担当教員の連携を要する項目と主な内容</p> <p>① オンデマンド型授業にて実施した確認テストの内容について、確認テストで出題する問題の要旨と回答解説（参考文献等）を共有する。</p> <p>② オンデマンド型授業にて、課題（任意）として提出を求めたレポートの内容について、レポート課題の目的と作成上の重要な論旨（参考文献）を共有する。</p> <p>③ オンデマンド型授業の掲示板の運営に関する内容について、掲示板書込み内容で回答を要する内容についての報告と回答内容の指示を受ける。</p> <p>④ 印刷教材による授業のレポート課題の内容について、レポート課題の重要な論旨と参考となる文献や</p>	<p>⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画</p> <p>5. 指導体制</p> <p>(3) 指導補助者の役割及び教員との連携</p> <p>指導補助者は「添削指導教員」及び「学修アドバイザー」に役割を分けて配置する。「添削指導教員」はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。「学修アドバイザー」は学修全般における質疑応答への対応を行う。主に教育相談員としての業務に従事する。</p> <p>指導補助者の人数は20人とする。役割分担別は18人を「添削指導教員」、2人を「学修アドバイザー」として配置し、雇用形態別では「添削指導教員」18人中8人を専属、10人をその他教員（兼務）として配置する。その他教員（兼務）の就業時間は平均で1日2時間（所定労働時間8時間に対して4分の1）とし、他大学で勤務する者や大原学園及び関係会社の教職員より、資質や適性のあるものを配置することとする。採用年度は「添削指導教員」で専属の8人は4人を開学年度から配置し、4人は開学2年目に配置する。兼務教員10人については5人を開学年度から配置し、5人は開学2年目に配置する。「学修アドバイザー」2人は専属として、開学年次から配置して、主に学生からの教育相談等に対応する。</p> <p>教員との連携体制について「添削指導教員」と担当教員の連携について、具体的な内容を以下に示す。</p> <p>1) 具体的に「添削指導教員」と担当教員の連携を要する項目と主な内容</p> <p>① オンデマンド型授業にて実施した確認テストの内容について、確認テストで出題する問題の要旨と回答解説（参考文献等）を共有する。</p> <p>② オンデマンド型授業にて、課題（任意）として提出を求めたレポートの内容について、レポート課題の目的と作成上の重要な論旨（参考文献）を共有する。</p> <p>③ オンデマンド型授業の掲示板の運営に関する内容について、掲示板書込み内容で回答を要する内容についての報告と回答内容の指示を受ける。</p> <p>④ 印刷教材による授業のレポート課題の内容について、レポート課題の重要な論旨と参考となる文献や</p>

指導内容の共有をする。

- ⑤ 単位修得試験の内容について、回答と回答の論旨及びテキスト掲載ページ等の情報共有をする。

(4) 指導補助者の採用基準に関することについて

■「添削指導員」の役割と求める人物像 能力

「添削指導員」はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。本学では組織として研究対象とする中心的な学問分野を経営学分野とした上で、専攻科目として経営研究・会計学・法律・情報分野に関する教育課程を編成しているため、「添削指導員」に求められる資質は共通となるが、有する知識や学修経験・実務経験は教育課程における学問分野によって、様々な分野に分かれる。

■指導補助者で「添削指導員」の採用基準

指導補助者で「添削指導員」の役割を担当する者の採用については、以下の1)の学位を有するもので、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の2)から5)のいずれかの項目に該当するものを選考によって採用する。

- 1) 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を有するもの
- 2) 大学又は専門職大学において助手及び指導補助者としての経験があるもの
- 3) 以下の学問領域について、知識及び経験を有すると認められる者  
経営学領域、経済学領域、会計学領域、法学領域、日本語表現領域、英語領域、組織関係領域、統計学領域、論理学領域、数学領域、情報領域、環境科学領域、国際関係領域、AI・データサイエンス領域など
- 4) 各教科に関連する以下の国家資格及び関連分野の資格を有する者  
弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITストラテジストなど
- 5) 上記以外に本学の添削指導員として、(2)～(4)に関する資質を有していると判断した者など

指導内容の共有をする。

- ⑤ 単位修得試験の内容について、回答と回答の論旨及びテキスト掲載ページ等の情報共有をする。

(4) 指導補助者の採用基準に関することについて

■「添削指導教員」の役割と求める人物像 能力

「添削指導教員」はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。本学では組織として研究対象とする中心的な学問分野を経営学分野とした上で、専攻科目として経営研究・会計学・法律・情報分野に関する教育課程を編成しているため、「添削指導教員」に求められる資質は共通となるが、有する知識や学修経験・実務経験は教育課程における学問分野によって、様々な分野に分かれる。

■指導補助者で「添削指導教員」の採用基準

指導補助者で「添削指導教員」の役割を担当する者の採用については、教員としての資質が認められる者で、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の項目に該当する者を選考によって採用する。

- 1) 各教科について、長年にわたって研究・指導実績のある者
- 2) 各教科について、高度な専門知識や資格を有している者
- 3) 各教科について、関連する実務経験等を有している者
- 4) 各教科に関連する国家資格及び関連分野の資格を有する者
- 5) 上記以外に本学の添削指導教員として、(1)～(4)に関する資質を有していると判断した者

新	旧
<p>指導補助者の名称・役割</p> <p><b>【添削指導員】</b>                      リポートの添削指導の補助を行う。                      また学生からの質問への回答や質疑応答の補助を行う。</p> <p><b>【学修アドバイザー】</b>                      学習全般における質疑応答への対応を行う。                      主に教育相談員としての業務に従事する。</p> <p>指導補助者の採用                      (東京経営大学 指導補助者規程(案)より)                      指導補助者で「添削指導員」の役割を担当する者の採用については、<u>以下の1)の学位を有するもので、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の2)から5)のいずれかの項目に該当するものを選考によって採用する。</u></p> <p><u>(1)学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を有するもの</u></p> <p><u>(2)大学又は専門職大学において助手及び指導補助者としての経歴があるもの</u></p> <p><u>(3)以下の学問領域について、知識及び経験を有すると認められる者</u>  <u>経営学領域、経済学領域、会計学領域、法学領域、日本語表現領域、英語領域、組織関係領域、統計学領域、論理学領域、数学領域、情報領域、環境科学領域、国際関係領域、AI・データサイエンス領域など</u></p> <p><u>(4)各教科に関連する以下の国家資格及び関連分野の資格を有する者</u>  <u>弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITストラテジストなど</u></p> <p><u>(5)上記以外に本学の添削指導員として、(2)～(4)に関する資質を有していると判断した者など</u></p>	<p>指導補助者の名称・役割</p> <p><b>【添削指導教員】</b>                      リポートの添削指導の補助を行う。                      また学生からの質問への回答や質疑応答の補助を行う。</p> <p><b>【学修アドバイザー】</b>                      学習全般における質疑応答への対応を行う。                      主に教育相談員としての業務に従事する。</p> <p>指導補助者の採用                      (東京経営大学 指導補助者規程(案)より)                      指導補助者で「添削指導教員」の役割を担当する者の採用については、<u>教員としての資質が認められる者で、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の項目に該当する者を選考によって採用する。</u></p> <p><u>(1)各教科について、長年にわたって研究・指導実績のある者</u></p> <p><u>(2)各教科について、高度な専門知識や資格を有している者</u></p> <p><u>(3)各教科について、関連する実務経験等を有している者</u></p> <p><u>(4)各教科に関連する国家資格及び関連分野の資格を有する者</u></p> <p><u>(5)上記以外に本学の添削指導教員として、(1)～(4)に関する資質を有していると判断した者</u></p>

新	旧
<p>東京経営大学 指導補助者規程（案） （中略）</p> <p>第3条 指導補助者の役割は「添削指導員」及び「学修アドバイザー」に役割を分けて配置する。添削指導教員はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。学修アドバイザーは学習全般における質疑応答への対応で主に教育相談員としての業務に従事する。</p> <p>（指導補助者の採用）</p> <p>第4条 指導補助者で「添削指導員」の役割を担当する者の採用については、<u>以下の1）の学位を有するもので、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の2）から5）のいずれかの項目に該当するもの</u>によって採用する。</p> <p><u>(1)学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を有するもの</u></p> <p><u>(2)大学又は専門職大学において助手及び指導補助者としての経験があるもの</u></p> <p><u>(3)以下の学問領域について、知識及び経験を有すると認められる者</u> <u>経営学領域、経済学領域、会計学領域、法学領域、日本語表現領域、英語領域、組織関係領域、統計学領域、論理学領域、数学領域、情報領域、環境科学領域、国際関係領域、AI・データサイエンス領域など</u></p> <p><u>(4)各教科に関連する以下の国家資格及び関連分野の資格を有する者</u> <u>弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITストラテジストなど</u></p> <p><u>(5)上記以外に本学の添削指導員として、(2)～(4)に関する資質を有していると判断した者など</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>東京経営大学 指導補助者規程（案） （中略）</p> <p>第3条 指導補助者の役割は「添削指導教員」及び「学修アドバイザー」に役割を分けて配置する。添削指導教員はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。学修アドバイザーは学習全般における質疑応答への対応で主に教育相談員としての業務に従事する。</p> <p>（指導補助者の採用）</p> <p>第4条 指導補助者で「添削指導教員」の役割を担当する者の採用については、<u>教員としての資質が認められる者で、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の項目に該当する者</u>によって採用する。</p> <p><u>(1)各教科について、長年にわたって研究・指導実績のある者</u></p> <p><u>(2)各教科について、高度な専門知識や資格を有している者</u></p> <p><u>(3)各教科について、関連する実務経験等を有している者</u></p> <p><u>(4)各教科に関連する国家資格及び関連分野の資格を有する者</u></p> <p><u>(5)上記以外に本学の添削指導教員として、(1)～(4)に関する資質を有していると判断した者</u></p> <p><u>※上記の資質や知識・経験のほか、最終学歴による選考の基準は設けない。</u></p>

6. 常勤の指導補助者については、1日当たり8時間として業務負担のウエイト等を算出されているが、繁忙期等においては算出された業務負担を大きく上回ることも懸念される。このため、繁忙期等を含め、時期によって指導補助者の業務内容が過度な負担とならない指導体制となっていることについて明確に説明することが望まれる。(改善事項)

(対応)

常勤の指導補助者について、繁忙期においては業務負担により、通常の業務時間を大きく上回ることが懸念されるといった審査意見が付された。この意見を真摯に受け止め、繁忙期において常勤の指導補助者が過度な業務ウエイトとなっているのか検証する。その上で、過度な業務負担となる場合には繁忙期における指導補助者の業務体制について、具体的な対策を講じることで、指導補助体制に支障がないことを明らかにする。

1. 通信制大学における常勤の添削指導員の繁忙期と業務の均衡を保つための体制について

(1) 添削指導員の繁忙期と想定される時期について

添削指導員の主な業務は、印刷教材による通信授業（以下、通信授業という）においては、レポート課題の添削補助業務とメディア授業において、受講生からの質疑応答に対して、担当教員と連携して回答の補助をする業務があげられる。通学制の大学と異なり、通信制大学の受講生の学修ペースには個人差があるため、通信授業のレポート課題提出が集中することは少ないものと想定される。しかし通常期に比べて年度末（1月～3月）はレポート課題提出が集中する可能性がある。また、秋入学（10月生）で入学した方は7月～9月の間にレポート課題が集中する可能性がある。

半面、メディア授業における受講生からの質疑応答については、4月入学生は入学開始直後や在校生は履修開始直後の4月～6月の間に質疑が集中する可能性がある。こちらも秋入学（10月生）の学生は10月～12月の期間に質疑が集中する可能性がある。この通り、通信制大学で通信授業のレポート添削補助業務やメディア授業の質疑応答への回答については、繁忙期のピークが適度に分散していることが予想されるが、常勤の添削指導員の繁忙期は年度末の1月～3月の時期になると推測される。

(2) 添削指導員の業務負担の均衡を保つ体制の構築について

上記の通り、添削指導員については業務のピークは分散しているが、特に年度末の1月～3月の時期のレポート添削指導補助業務が集中することが予想される。そこで1人の指導補助員に業務が集中することを避けるため、添削指導員を領域別に配置する際に、一添削指導員当たりの受持ち科目数に上限を設けて、1人の添削指導員に過度に業務が集中することを防止する体制を構築する。具体的には本学が編成する授業科目を領域別に区分して、それぞれの領域に添削指導員を配置するときに、担当科目は5科目が上限となるように、担当授業を割り当てることとした。このように配置をすることで、印刷教材による授業に1人当たりの受持ち授業科目数は概ね4科目程度で割り当てられる。

【図】1 添削指導教員の受持ち科目数と添削に要する対応時間の検証

添削指導員A（常勤）

担当	配当年次	必修・選択の別	対象学生数	科目数	対象学生数合計
経営基幹科目	3-4年次配当	必修	500	4	2,000
	3-4年次配当	選択	200	0	0
	合計				2,000
	レポート添削補助時間	※1人平均の対応時間を0.5時間で想定した場合の対応時間			1,000

添削指導員B（常勤）

担当	配当年次	必修・選択の別	対象学生数	科目数	対象学生数合計
経営研究	3-4年次配当	必修	500	4	2,000
	3-4年次配当	選択	200	1	200
	合計				2,200
	レポート添削補助時間	※1人平均の対応時間を0.5時間で想定した場合の対応時間			1,100

添削指導員C（常勤）

担当	配当年次	必修・選択の別	対象学生数	科目数	対象学生数合計
経営研究	3-4年次配当	必修	150	5	750
	3-4年次配当	選択	—	—	—
	合計				750
	レポート添削補助時間	※1人平均の対応時間を0.5時間で想定した場合の対応時間			375

※対象学生数は、4専攻から1専攻を選択するため、均等に分かれた場合は125人(25%)となるが、多めに150人と設定した。

添削指導員D（常勤）

担当	配当年次	必修・選択の別	対象学生数	科目数	対象学生数合計
税務・会計	3-4年次配当	必修	150	5	750
	3-4年次配当	選択	—	—	—
	合計				750
	レポート添削補助時間	※1人平均の対応時間を0.5時間で想定した場合の対応時間			375

※対象学生数は、4専攻から1専攻を選択するため、均等に分かれた場合は125人(25%)となるが、多めに150人と設定した。

授業科目を領域別に区分して5科目を上限として、担当科目を割り当てて、1人当たりの業務負担について検証した。【図1】

学生1人当たりの指導補助の対応時間を0.5時間と想定した場合、3-4年次配当で4科目担当する常勤の添削指導員の対応時間の合計は1,000時間となった。この場合の業務ウエイトは、年間243日勤務(@8時間)の場合、年間の所定労働時間(243日×8時間=1,944時間)に対して51.4%となる。

また、専攻科目で「経営研究専攻」を担当する常勤の指導補助者の場合は、500人の在籍学生が4専攻のうち、1専攻を選択するため均等に選択した場合は平均で125人となるが、多少の偏りを想定して150人が選択するとして、対象学生数を試算した。その結果、対象学生数が750人となり、学生1人当たりの指導補助の対応時間を0.5時間と想定した場合の対応時間は375時間となる。この場合に業務ウエイトは、年間の所定労働時間に対して19.3%となる。

このため、繁忙期において業務が集中した場合においては、添削指導員の中でも比較的担当す

る科目数の少ないものが、対応可能な業務を分掌して連携して対応することで、業務の質を低下させることなく、対応していく。

## 2. 通信制大学における常勤の学修アドバイザーの繁忙期と業務の体制について

・学修アドバイザーの繁忙期は4月生が入学する4月～5月と10月生が入学する10月～11月となる。特に入学者が多い4月～5月に業務量が増加することが想定される。この時期においては添削指導員の業務に関しては、レポート課題の添削補助業務は、少ないことが予想されるため、学修アドバイザーに関する業務で分担が可能な業務に関しては指導補助者によるタスクフォースによって対応する。

7. 数学に関するリメディアル教育として、自由科目「数学入門」を設定されることの説明がなされたが、①本科目は「必要な時に履修できるようにする」こととなっており、どのような学生に履修を求めるものなのか説明がなされていないことから、真にリメディアル教育が求められる学生が、確実に当該授業科目を履修することができる仕組みとなっているのか疑義がある。また、②本科目の配当年次について、「教育課程等の概要」においては「1-3年次」、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「④2(2)各科目区分の科目構成とその理由」においては「1-4年次」と記載されており、説明に不整合が見られることから、適切に改めることが望ましい。

## 1. 本審査意見下線部①について

(対応)

本審査意見を踏まえて、リメディアル教育に係る仕組みを改める。

全体計画審査意見7を踏まえ、数学に関するリメディアル教育として、自由科目「数学入門」を設定するに至ったものの、本審査意見の内容及び審査意見8(2)の「社会人等が本学の教育課程を履修するに当たって求められる必要な資質・能力をどのように担保するのか(なお、この点の詳細は、審査意見8(2)で詳述する。)」という点を総合的に判断した上で、「自由科目」から「事前学修科目」という位置付けに変更することとする。

本学では「いつでも、どこでも、誰もが学べる」ことを念頭に、幅広い年齢層や様々なキャリアの方を受け入れていきたいと考えているものの、一方では、高等学校時の学修から時間が経過していたり、元々数学が得意ではなかった等の事情から、基礎学力が十分でないために本学での学修の継続が困難になるという方が多いことも想定される。

そこで、入学者選考において、「自己評価票」、「作文」、「志望動機書」の内容を踏まえて、本学が定める一定の水準に満たない結果であった場合は、授業を履修していく上で必要とされる数学の基礎学力を補完すべく、リメディアル教育として「数学入門」【図1】の「事前学修」を受講することを条件に、合格とする体制にする。

なお、入学選考合格者であっても、「事前学修」としての「数学入門」の受講を自ら希望する場合は、上記選考結果に拘わらず、入学手続後であれば入学前又は入学後に無料で受講することも可能とする。

さらに、審査意見8(2)(詳細は別述)を踏まえ、英語系の科目(英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の履修に備えて、高等学校の基礎英文法を復習することで、英語の基礎学力の補完を目的に「英語入門」【図2】も「事前学修」として設定することとする。

## 2. 本審査意見下線部②について

(対応)

上記1に記載をした通り、「自由科目」から「事前学修科目」に変更をしたことに伴い、入学手続が完了した方については、本学の教育課程に定める授業開始に先立って、履修が可能となる。

【図1】

科目名	数学入門	科目コード	—
		単位	—
担当教員	宮代 以作		
履修方法	テキスト学修とメディア学修の併用		
必修選択の別	(事前学修科目)		
授業概要	本授業の目的は、線形代数やマイクロ経済学等を学修する上で必要となる数学の基礎的知識を理解し、修得することにある。高等学校の基礎数学を振り返ることで、元々数学が苦手であった方、現況において数学の知識・理解に不安を覚えている方等が本授業を履修することで、専門科目学修への橋渡しとすることを目的とする。		
学修到達目標	本授業の到達目標は、数学に関する基本的知識を修得し、数学の知識が必要となる専門科目を無理なく学修できるようになることである。		
成績評価の基準・方法	—		
教科書	柳谷晃『カラー改訂版 忘れてしまった高校の数学を復習する本』(KADOKAWA、2019年) ※教科書は変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampus を通じて連絡をします。		
参考文献	dotCampus を通じて、適宜紹介していく。		
授業計画・ 時間外学修内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 式の計算</li> <li>2. 方程式・不等式(連立方程式、2次方程式等)</li> <li>3. 整数(数の分解、2元一次不定方程式等)</li> <li>4. 方程式・不等式と図形(各方程式を直線もしくはグラフで描く)</li> <li>5. 微分・積分①</li> <li>6. 微分・積分②</li> <li>7. データの分析(2つのデータの関係性等)</li> <li>8. 場合の数・確率①</li> <li>9. 場合の数・確率②</li> <li>10. 集合と論理</li> <li>11. 指数関数・対数関数①</li> <li>12. 指数関数・対数関数②</li> <li>13. 経済学のための数学①(用語の確認、需要・供給関数等)</li> <li>14. 経済学のための数学②(指数と微分、偏微分等)</li> <li>15. 全体像の確認とまとめ</li> </ol> <p>なお、本授業は、内容を踏まえた確認テストを適宜実施する。</p>		
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampus を通じて質問してください。		
備考	本授業は、線形代数、経済数学、数理基礎、マイクロ経済学、やAI データサイエンス科目等の履修を無理なく進めていくため、数学の基礎学力を補完すべく、事前学修として設定されたものである。		

【図2】

科目名	英語入門	科目コード	—
		単位	—
担当教員	小松 美津穂		
履修方法	テキスト学修とメディア学修の併用		
必修選択の別	(事前学修科目)		
授業概要	本授業の目的は、英語系の科目(英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の履修に備えて、英語の基礎学力を補完することにある。具体的には、高等学校の基礎英文法を復習することで、英文読解のための英文法を学修し、基礎英語読解力の知識・理解に不安を覚えている方等が本授業を履修することで、基礎学力を修得するとともに、将来的に海外の文献等にも挑戦できるようにすることを目的とする。		
学修到達目標	本授業の到達目標は、円滑に授業を履修するために、高校英語の基礎固めを行うことである。		
成績評価の基準・方法	—		
教科書	肘井学『高校の英文法が1冊でしっかりわかる本』(かんき出版、2024年) ※教科書は変更になる可能性があります。また、特定の教科書を使用せず、担当教員作成のレジュメ等を配布する場合があります。詳細は、dotCampusを通じて連絡をします。		
参考文献	dotCampusを通じて、適宜紹介していく。		
授業計画・ 時間外学修内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時制①(現在形、過去形、未来表現)</li> <li>2. 時制②(現在完了形、過去完了形、未来完了形、進行形)</li> <li>3. 助動詞①(基本動詞、助動詞の代用表現・重要表現)</li> <li>4. 助動詞②(助動詞の否定文と疑問文、助動詞+have p. p.)</li> <li>5. 仮定法(仮定法過去・過去完了、I wish SV.、重要表現)</li> <li>6. 文型(文の要素、第1文型～第5文型)</li> <li>7. 受動態(第4・5文型の受動態、群動詞の受動態、by以外の受動態)</li> <li>8. 不定詞①(名詞的・形容詞的・副詞的用法)</li> <li>9. 不定詞②(結果用法、使役動詞、感覚動詞)</li> <li>10. 動名詞(役割、不定詞との違い等)</li> <li>11. 分詞①(名詞を修飾する分詞、補語で使用する分詞)</li> <li>12. 分詞②(分詞構文、分詞構文の重要表現)</li> <li>13. 関係詞①(基本、省略、関係代名詞 what の用法)</li> <li>14. 関係詞②(関係副詞、複合関係詞)</li> <li>15. 比較(原級の基本・重要表現、比較級、最上級表現)</li> </ol>		
オフィスアワー	学修等で相談がある場合は、dotCampusを通して質問してください。		
備考	本授業は、英語Ⅰ(初級英会話)、英語Ⅱ(中級英会話)、英語Ⅲ(初級英語読解)の履修に先立って、英語の基礎学力を補完すべく、事前学修として設定されたものである。		

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (25P)

新	旧
<p>④教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2. 教育課程の編成の体系性</p> <p>(2) 各科目区分の科目構成とその理由</p> <p>&lt;総合教育科目&gt;</p> <p>5) <u>本学では「いつでも、どこでも、誰もが学べる」ことを念頭に、幅広い年齢層や様々なキャリアの方を受け入れていきたいと考えているものの、一方では、高等学校時の学修から時間が経過していたり、元々数学が得意ではなかった等の事情から、基礎学力が十分でないために本学での学修の継続が困難になるという方が多いことも想定される。そこで、基礎学力を補完すべく、リメディアル教育として「数学入門」、「英語入門」の「事前学修」の機会を設定することとする。</u></p>	<p>④教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2. 教育課程の編成の体系性</p> <p>(2) 各科目区分の科目構成とその理由</p> <p>&lt;総合教育科目&gt;</p> <p>5) <u>本学の主たる入学生が高等学校の学習から一定期間経過した社会人であることから、基礎教育復習を前提とした数学に関するリメディアル教育として「数学入門」を総合教育科目の自然科学科目に自由科目として配置する。配当年次は1-4年次配当として必要な時に履修できるようにする。この「数学入門」は「線形代数」や「マイクロ経済学」等を学修する上で必要となる数学の基礎的知識を修得することが目的となるため、本学の卒業要件単位数には含めない。また、GPAやCAP制の上限には含めないこととする。</u></p>

(新旧対照表) 教育課程等の概要

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p>数学入門 自由科目</p> <p>選択2単位 メディア授業とテキスト学修の併用</p> <p>卒業・修了要件及び履修方法</p> <p><u>総合教育科目の自然科学関係科目に「数学入門」(自由科目)2単位は卒業要件単位には含まない。</u></p>

(新旧対照表) 学則(案)別表1

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p>数学入門 自由科目</p> <p>選択2単位 メディア授業とテキスト学修の併用</p> <p>卒業・修了要件及び履修方法</p> <p><u>総合教育科目の自然科学関係科目に「数学入門」(自由科目)2単位は卒業要件単位には含まない。</u></p>

8. アドミッション・ポリシーを改めるとともに、入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの各項目に係る評価の考え方や判定方法について説明がなされたが、以下の点について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) アドミッション・ポリシー1)及び2)を志望動機書に基づき判定することが説明された。しかしながら、例えばアドミッション・ポリシー1)に掲げられた「興味や関心と主体性」や「多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのように判断するのか明確な説明がなされておらず、書類のみで「関心」や「主体性」、「協働して学ぶ態度」といった資質能力を適切に判定することができるのか疑義がある。このためアドミッション・ポリシーに照らして適切な入学者選抜方法が設定されていることについて改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

アドミッション・ポリシーに掲げている資質や能力を有していることについて入学選抜により評価・判定することについて、審査意見により志望動機書のみで適切に評価・判定ができるのかという意見が付された。これを受けて、アドミッション・ポリシーに掲げた資質・能力を適切な判定項目として区分するとともに、志望動機書のみでは判断が難しい項目について、新たな選考方法を追加することとし、それぞれの選考方法がアドミッション・ポリシーに掲げる資質・能力のどの項目を判定するのかを明確にすることで、アドミッション・ポリシーに照らして適切な入学者選抜方法となるように改める。

1. アドミッション・ポリシーに掲げた資質・能力を複数の判定項目として区分する

審査意見として付された「興味や関心と主体性」や「多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのように判断するのかを説明するために、最初の手順として「アドミッション・ポリシー1)」の中に含まれる複数の要素をそれぞれ判定項目として、細分化する。

<参考：設置の趣旨等を記載した書類>

<設置の趣旨10P> 3. 経営学部（通信教育課程）において養成する人材（養成する人材像）

(5) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

人材養成の目的を達成するための学位授与の方針、教育課程の編成、及び教育課程の実施の方針を踏まえ、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

- 1) 経営学及び数理・データサイエンス・AI 分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。
- 2) 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。
- 3) 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。

■以下のように、アドミッション・ポリシー 1) を複数の判定項目に区分する。

【図1】アドミッション・ポリシーと判定項目

1) 経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	
判定項目	① 経営学に対する興味・関心を有しているか
	② 経営学を主体的に学ぶ態度を有しているか
	③ 数理・データサイエンス・AI分野に対する興味・関心を有しているか
	④ 数理・データサイエンス・AI分野を主体的に学ぶ態度を有しているか
	⑤ 上記分野を多様な人々と協働して学ぶ態度を有しているか
2) 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	
3) 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	

## 2. 志望動機書に加えて新たに追加する判定項目

【図1】で示した判定項目の中で、「志望動機書」により判定が可能な項目は【図2】であらわした表の●印の項目が対象となる。ただし、志望動機書の内容によってはアドミッション・ポリシー 1) ①～⑤の項目の中で、判定が不十分となる可能性もある。そのため、志望動機書での判定を補完するための新たな選考方法として「作文」と「オンライン面接」を新たに導入する。

この「作文」は入学志願者全員に提出を求め「作文」の記載項目は【図1】のアドミッション・ポリシー 1) ①～⑤の項目について作文形式で記入を求め、志願者の意向や考えについて確認をする。

### ■作文のテーマ (案)・・・【資料34】

本学において、経営学や数理・データサイエンス・AI を学修することについて以下の点を踏まえて200文字以上で作成してください。

- ① 本学で学ぶことへの「興味・関心・主体性」について
- ② 「多様な人々と協働して学ぶこと」について

更に「オンライン面接」は「志望動機書」と「作文」によっても、判定が難しいと判断した場合に限り、判定項目の情報を補うために個別に実施する。

【図2】志望動機書による判定項目と新たに追加する選考方法

判定項目	選考方法		
	作文 (全員提出)	志望動機書 (全員提出)	オンライン面接 (※必要な場合のみ)
1) -①	○	●	■
1) -②	○	●	■
1) -③	○	●	■
1) -④	○	●	■
1) -⑤	○	●	■
2)	—	●	■
3)	—	—	—

※アドミッション・ポリシー 3) の評価については審査意見への対応 8 (2) で後述する。

8. アドミッション・ポリシーを改めるとともに、入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの各項目に係る評価の考え方や判定方法について説明がなされたが、以下の点について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) 社会人等に対して、アドミッション・ポリシー3)に掲げる内容については評価・判定の対象項目としないことが説明された。しかしながら、例えば、国語の学びを通じて身に付ける文章読解力や海外文献を読むための英語に関する知識・能力は、一定程度必要と考えられることから、社会人等については判定対象としないことの妥当性が判然としない。このため、高等学校の主要授業科目に係る教科書レベルの基本的知識をアドミッション、ポリシーに掲げていることの趣旨に鑑み、社会人等が本学の教育課程を履修するに当たって求められる必要な資質・能力をどのように担保するのか明確に説明するとともに、必要に応じて入学者選抜方法やリメディアル教育等をはじめとした関連する記載について適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえて、アドミッション・ポリシー3)を掲げた主旨に鑑みて、高等学校卒業予定者のみではなく、社会人等の方も、アドミッション・ポリシー3)について評価・判定の項目とすることに改める。その上で、適切な入学者選抜方法となるように入学者選抜の方法を変更するとともに、本学の教育課程を学修する上で、必要となる数学の高等学校の教科書レベルの基本的な知識を有していない者には、リメディアル教育として、「数学」及び「英語」の事前学修が可能な体制を構築する。

1. 社会人等に対して「アドミッション・ポリシー3)」に掲げる項目を判定する方法

設置の趣旨等を記載した書類58Pに記載したように、高等学校卒業予定者については、高等学校が発行する調査書により「アドミッション・ポリシー3)」に掲げる項目を評価・判定する。しかしながら、社会人等の方に関しては、現在の学力を判定するために、例えば、数十年前の高等学校の成績を元に判定することは困難となる。

そこで、社会人等の方に対しては、以下の二段階の評価方法により、高等学校の「国語」「英語」「数学」に関しての基本的な知識・能力について判定する。本学は社会人の方を主な対象とした通信制大学であるため、入学段階においては、学ぶ意欲のある方は、広く受け入れたいと考えている。ただし、高等学校の教科書レベルの「国語」や「英語」及び「数学」の理解力がなければ、科目によっては授業についていけないケースも考えられる。そのため社会人等の方を対象に入学者選抜の第一段階として、「1. 自己評価票」「2. 作文」「3. 志望動機書」の提出を求めることとした。これらの入学者選抜方法によっても、高等学校の教科書レベルの「国語」や「英語」及び「数学」の理解力について判定が難しい場合には第二段階として「オンライン面接」により、個別に確認をする。また、「英語」と「数学」の理解力に関しては、本学のリメディアル教育として配置する「数学入門」「英語入門」(事前学修)を受講することにより、一定の理解力を得ることが可能と判断した場合には、入学手続き後に「数学入門」「英語入門」の受講を指示する。この「数学入門」「英語入門」の受講を以てしても、本学の教育課程に編成されている授業科目を学修することについて、「英語」「数学」といった高等学校の主要科目の教科書レベルの理解力が無いと判断された者については、入学者選抜の結果不合格である旨を通知する。また、入学者選考により合格した方は、自ら「数学入門」「英語入門」の受講を希望する場合は、入学手続き後であれば入学前又は入学後に無料で受講をすることも可能とする。

【資料35】

## ■社会人等の方のアドミSSION・ポリシー3) の評価の流れ

### <第一段階>

#### 1. 自己評価票

社会人等の方（高等学校卒業見込みの方は除く）を対象に、「国語」「英語」「数学」に関して「高等学校の教科書レベルの基本的知識を有していること」について、自己評価でそれぞれの科目の修得度合いを5段階で評価する。各科目の総合的な理解度を確認するため、以下のような設問例への回答を求め、理解度が総合的に把握できるように設定する。「自己評価票」の提出方法はWeb出願の場合は出願時にサイト上で回答できるように設定し、書面で出願する場合には「自己評価票」を出願書類に同封して提出を求める。

（設問例）英語：高等学校2学年レベルの英語が概ね理解できる。（5段階）

国語：高等学校レベルの国語の文章読解力が概ね備わっている。（5段階）

数学：高等学校2学年レベルの数学が概ね理解できる。（5段階）

また、志願者が入学前に不安を感じて、学習意欲を減退させてしまわないように、「英語」や「数学」に関するリメディアル教育により、事前学修ができる仕組みがあることも説明する。

#### 2. 作文

「作文」の記載項目は審査意見8（1）への対応に記載したアドミSSION・ポリシー1）①～⑤の項目【審査意見8（1）の図1】について判定するため、テーマを定めて作文形式で記入を求めることで、志願者の意向について確認をする。

#### 3. 志望動機書

本学で経営学を学ぶ目的、数理・データサイエンス・AI分野に対する興味・関心の度合い、他の学生と協働して学ぶ態度を有していることを確認するために、志願者が具体的なテーマを定めて記載する。志望動機書の記載については、テーマに対して600文字以上、800文字以内での記載を条件とする。

### <第二段階>

#### 4. オンライン面接

第一段階の「1. 自己評価票」、「2. 作文」、「3. 志望動機書」による判定において、「国語」「英語」「数学」に関する「高等学校の教科書レベルの基本的知識を有していること」について、合否の判定が困難な場合は、個別に「オンライン面接」を行い、評価・判定に必要な情報をヒアリングする。

### <フォロー体制> リメディアル教育

入学者選抜において、前述した判定方法を用いた結果、アドミSSION・ポリシー3) の項目について「数学」や「英語」の理解力が一定の水準に達していないと判断した志願者に対しては、リメディアル教育として配置した「数学入門」や「英語入門」（事前学修）を受講することを条件として、合格とする。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (51P)

新	旧																																												
<p>⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画</p> <p>10. 入学者選抜の概要</p> <p>(3) 判定方法</p> <p>(削除)</p>	<p>⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画</p> <p>10. 入学者選抜の概要</p> <p>(3) 判定方法</p> <p>アドミッション・ポリシーの項目と評価判定方法</p> <p>すべての志願者に共通の中核的な項目『1. 経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。』ことについての、評価・判定の方法は志望動機書により判定する。</p> <p>社会人等については上記の中核的な項目1に加えて、『2. 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。』ことについても志望動機書により判定し、中核的な項目の補完的な項目として判定の参考にする。</p> <p>※入学選抜における中核的な項目を設けること及び判定の比重を設けることについては、<u>教学マネジメント指針(追補)</u>に記載された内容を根拠として行った。</p> <p><b>【資料 32】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■社会人等 ●は中核的な項目、△は補完的な項目、―は評価・判定の項目としない項目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">アドミッション・ポリシー</th> <th rowspan="2">評価・判定の項目</th> <th colspan="2">判定書類</th> </tr> <tr> <th>調査書</th> <th>志望動機書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>高等学校卒業予定者は上記の中核的な項目1に加えて、『3. 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。』ことについて調査書により判定し、中核的な項目の補完的な項目として判定の参考とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■高等学校卒業見込み ●は中核的な項目、△は補完的な項目、―は評価・判定の項目としない項目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">アドミッション・ポリシー</th> <th rowspan="2">評価・判定の項目</th> <th colspan="2">判定書類</th> </tr> <tr> <th>調査書</th> <th>志望動機書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td style="text-align: center;">―</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>これらの選考を踏まえて入試広報委員会の意見を聴いて、学長が合否を決定する。</p>	アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目	判定書類		調査書	志望動機書	1	経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	―	●	2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	△	―	●	3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	―	―		アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目	判定書類		調査書	志望動機書	1	経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	―	●	2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	―	―		3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	△	●	
アドミッション・ポリシー					評価・判定の項目	判定書類																																							
		調査書	志望動機書																																										
1	経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	―	●																																									
2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	△	―	●																																									
3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	―	―																																										
アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目	判定書類																																										
			調査書	志望動機書																																									
1	経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	―	●																																									
2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	―	―																																										
3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	△	●																																										

⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画

10. 入学者選抜の概要

(3) 判定方法

1. アドミッション・ポリシーに掲げた資質・能力を

複数の判定項目として区分する

審査意見として付された「興味や関心と主体性」や「多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのように判断するのかを説明するために、最初の手順として「アドミッション・ポリシー1)」の中に含まれる複数の要素をそれぞれ判定項目として、細分化する。

<参考：設置の趣旨等を記載した書類>

<設置の趣旨10P> 3. 経営学部（通信教育課程）において養成する人材（養成する人材像）  
 (5) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）  
 人材養成の目的を達成するための学位授与の方針、教育課程の編成、及び教育課程の実施の方針を踏まえ、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。  
 1) 経営学及び数理・データサイエンス・AI 分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。  
 2) 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。  
 3) 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。

■以下のように、アドミッション・ポリシー1) を複数の判定項目に区分する。

【図1】アドミッション・ポリシーと判定項目

1) 経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	
判定項目	① 経営学に対する興味・関心を有しているか
	② 経営学を主体的に学ぶ態度を有しているか
	③ 数理・データサイエンス・AI分野に対する興味・関心を有しているか
	④ 数理・データサイエンス・AI分野を主体的に学ぶ態度を有しているか
	⑤ 上記分野を多様な人々と協働して学ぶ態度を有しているか
2) 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	
3) 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	

2. 志望動機書に加えて新たに追加する判定項目

【図1】で示した判定項目の中で、「志望動機書」により判定が可能な項目は【図2】であらわした表の●印の項目が対象となる。ただし、志望動機書の内容によってはアドミッション・ポリシー1) ①～⑤の項目の中で、判定が不十分となる可能性もある。そのため、志望動機書での判定を補完するための新たな選考方法として「作文」と「オンライン面接」を新たに導入する。

この「作文」は入学志願者全員に提出を求め「作文」の記載項目は【図1】のアドミッション・ポリシー1) ①～⑤の項目について作文形式で記入を求め、志願者の意向や考えについて確認をする。

⑧ 通信教育を実施する場合の具体的計画

10. 入学者選抜の概要

(3) 判定方法

(追加)

- ・「作文」の記載項目はアドミッション・ポリシー1)の判定項目に合わせる
- 【テーマ】 本学において、経営学や数理・データサイエンス・AIを学ぶすることについて以下の2点を踏まえて200文字以上で作成してください。
  - ①本学で学ぶことへの「興味・関心・主体性」について
  - ②「多様な人々と協働して学ぶこと」について

更に「オンライン面接」は「志望動機書」と「作文」によっても、判定が難しいと判断した場合に限り、判定項目の情報を補うために個別に実施する。

【図2】 志望動機書による判定項目と新たに追加する選考方法

判定項目	選考方法		
	作文 (全員提出)	志望動機書 (全員提出)	オンライン面接 (※必要な場合のみ)
1) -①	○	●	■
1) -②	○	●	■
1) -③	○	●	■
1) -④	○	●	■
1) -⑤	○	●	■
2)	—	●	■
3)	—	—	—

### 3. 社会人等に対して「アドミッション・ポリシー3)」に掲げる項目を判定する方法

設置の趣旨等を記載した書類 58P に記載したように、高等学校卒業予定者については、高等学校が発行する調査書により「アドミッション・ポリシー3)」に掲げる項目を評価・判定する。しかしながら、社会人等の方に関しては、現在の学力を判定するために、例えば、数十年前の高等学校の成績を元に判定することは困難となる。

そこで、社会人等の方に対しては、以下の二段階の評価方法により、高等学校の「国語」「英語」「数学」に関する基本的な知識・能力について判定する。本学は社会人の方を主な対象とした通信制大学であるため、入学段階においては、学ぶ意欲のある方は、広く受け入れたいと考えている。ただし、高等学校の教科書レベルの「国語」や「英語」及び「数学」の理解力がなければ、科目によっては授業についていけないケースも考えられる。そのため社会人等の方を対象に入学選抜の第一段階として、「1. 自己評価票」「2. 作文」「3. 志望動機書」の提出を求めることとした。これらの入学選抜方法によっても、高等学校の教科書レベルの「国語」や「英語」及び「数学」の理解力について判定が難しい場合には第二段階として「オンライン面接」により、個別に確認をする。また、「英語」と「数学」の理解力に関しては、本学のリメディアル

教育として配置する「数学入門」「英語入門」（事前学修）を受講することにより、一定の理解力を得ることが可能と判断した場合には、入学手続き後に「数学入門」「英語入門」の受講を指示する。この「数学入門」「英語入門」の受講を以てしても、本学の教育課程に編成されている授業科目を学修することについて、「英語」「数学」といった高等学校の主要科目の教科書レベルの理解力が無いと判断された者については、入学選抜の結果不合格である旨を通知する。また、入学選考により合格した方は、自ら「数学入門」「英語入門」の受講を希望する場合は、入学手続き後であれば入学前又は入学後に無料で受講をすることも可能とする。

#### 【資料 35】

■社会人等の方のアドミッション・ポリシー 3) の評価の流れ

<第一段階>

#### 1. 自己評価票

社会人等の方（高等学校卒業見込みの方は除く）を対象に、「国語」「英語」「数学」に関して「高等学校の教科書レベルの基本的知識を有していること」について、自己評価でそれぞれの科目の修得度合いを5段階で評価する。各科目の総合的な理解度を確認するため、以下の例のような設問例への回答を求め、理解度が総合的に把握できるように設定する。「自己評価票」の提出方法は Web 出願の場合は出願時にサイト上で回答できるように設定し、書面で出願する場合には「自己評価票」を出願書類に同封して提出を求める。

（設問例）英語：高等学校2学年レベルの英語が概ね理解できる。（5段階）

国語：高等学校レベルの国語の文章読解力が概ね備わっている。（5段階）

数学：高等学校2学年レベルの数学が概ね理解できる。（5段階）

また、志願者が入学前に不安を感じて、学習意欲を減退させてしまわないように、「英語」や「数学」に関するリメディアル教育により、事前学修ができる仕組みがあることも説明する。

#### 2. 作文

「作文」の記載項目は審査意見 8（1）への対応に記載したアドミッション・ポリシー 1) ①～⑤の項目

【審査意見 8（1）の図 1】について判定するため、

テーマを定めて作文形式で記入を求めることで、志願者の意向について確認をする。

### 3. 志望動機書

本学で経営学を学ぶ目的、数理・データサイエンス・AI 分野に対する興味・関心の度合い、他の学生と協働して学ぶ態度を有していることを確認するために、志願者が具体的なテーマを定めて記載する。志望動機書の記載については、テーマに対して600文字以上、800文字以内での記載を条件とする。

#### <第二段階>

### 4. オンライン面接

第一段階の「1. 自己評価票」、「2. 作文」、「3. 志望動機書」による判定において、「国語」「英語」「数学」に関する「高等学校の教科書レベルの基本的知識を有していること」について、合否の判定が困難な場合は、個別に「オンライン面接」を行い、評価・判定に必要な情報をヒアリングする。

#### <フォロー体制> リメディアル教育

入学者選抜において、前述した判定方法を用いた結果、アドミッション・ポリシー3)の項目について「数学」や「英語」の理解力が一定の水準に達していないと判断した志願者に対しては、リメディアル教育として配置した「数学入門」や「英語入門」(事前学修)を受講することを条件として、合格とする。

新	旧																								
<p>⑩ 入学者選抜の概要</p> <p>1. 選抜方法、選抜体制、選抜基準等</p> <p>(3) 選抜方法</p> <p>(削除)</p>	<p>⑩ 入学者選抜の概要</p> <p>1. 選抜方法、選抜体制、選抜基準等</p> <p>(3) 選抜方法</p> <p><u>経営学部経営マネジメント学科では、高等学校卒業見込み者は調査書と志望動機書を求める。高等学校卒業見込み者以外（社会人等）の志願者は調査書の提出は求めずに志望動機書を求めることとする。判定については、調査書及び志望動機書の内容に基づき以下のように書類選考により行うこととする。</u></p> <p><u>(4) 本学が考えるアドミッション・ポリシーの評価・判定の比重</u></p> <p><u>アドミッション・ポリシーの1～3項目の中で入学選抜における中核的な項目は、社会人等及び高等学校卒業見込み者とも『1. 経営学、及び、数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。』こととする。</u></p> <p><u>社会人等については、上記1に次いで『2. 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。』ことを補完的な評価項目とし、『3. 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。』ことについては、評価・判定の対象項目としない。</u></p> <p>■社会人等 ●印は中核的な項目、△印は補完的な項目、一印は評価・判定の項目としない項目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">アドミッション・ポリシー</th> <th style="text-align: center;">評価・判定の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>経営学及び数理、データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>高等学校卒業見込み者は上記の1に次いで『3. 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。』ことを補完的な評価項目とし、『2. 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。』ことについては評価・判定の対象項目としない。</u></p> <p>■高等学校卒業見込み ●印は中核的な項目、△印は補完的な項目、一印は評価・判定の項目としない項目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">アドミッション・ポリシー</th> <th style="text-align: center;">評価・判定の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>経営学及び数理、データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </tbody> </table>	アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目	1	経営学及び数理、データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	△	3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	一	アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目	1	経営学及び数理、データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	一	3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	△
アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目																							
1	経営学及び数理、データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●																							
2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	△																							
3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	一																							
アドミッション・ポリシー		評価・判定の項目																							
1	経営学及び数理、データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●																							
2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	一																							
3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	△																							

(5) アドミッション・ポリシーの項目と評価判定方法

すべての志願者に共通の中核的な項目『1. 経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。』ことについての、評価・判定の方法は志望動機書により判定する。

社会人等については上記の中核的な項目1に加えて、『2. 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。』ことについても志望動機書により判定し、中核的な項目の補完的な項目として判定の参考にする。

■社会人等 (●印は中核的な項目、△印は補完的な項目、－印は評価・判定の項目としない項目)

項目	アドミッション・ポリシー	評価・判定の項目	判定書類	
			調査書	志望動機書
1	経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	－	●
2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	△	－	●
3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	－	－	

高等学校卒業予定者は上記の中核的な項目1に加えて、『3. 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。』ことについて調査書により判定し、中核的な項目の補完的な項目として判定の参考とする。

■高等学校卒業見込み (●印は中核的な項目、△印は補完的な項目、－印は評価・判定の項目としない項目)

項目	アドミッション・ポリシー	評価・判定の項目	判定書類	
			調査書	志望動機書
1	経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	●	－	●
2	思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。	－	－	
3	高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。	△	●	

これらの選考を踏まえて入試広報委員会の意見を聴いて、学長が合否を決定する。

⑩ 入学者選抜の概要

1. 選抜方法、選抜体制、選抜基準等

(3) 選抜方法

1. アドミッション・ポリシーに掲げた資質・能力を

複数の判定項目として区分する

審査意見として付された「興味や関心と主体性」や「多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのように判断するのかを説明するために、最初の手順として「アドミッション・ポリシー1)」の中に含まれる複数の要素をそれぞれ判定項目として、細分化する。

⑩ 入学者選抜の概要

1. 選抜方法、選抜体制、選抜基準等

(3) 選抜方法

(追加)

## <参考：設置の趣旨等を記載した書類>

<設置の趣旨10P> 3. 経営学部（通信教育課程）において養成する人材（養成する人材像）  
(5) 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）  
人材養成の目的を達成するための学位授与の方針、教育課程の編成、及び教育課程の実施の方針を踏まえ、入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。  
1) 経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。  
2) 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。  
3) 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。

■以下のように、アドミッション・ポリシー1)を複数の判定項目に区分する。

【図1】アドミッション・ポリシーと判定項目

1) 経営学及び数理・データサイエンス・AI分野に対する興味や関心と主体性をもって、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。	
判定項目	① 経営学に対する興味・関心を有しているか
	② 経営学を主体的に学ぶ態度を有しているか
	③ 数理・データサイエンス・AI分野に対する興味・関心を有しているか
	④ 数理・データサイエンス・AI分野を主体的に学ぶ態度を有しているか
	⑤ 上記分野を多様な人々と協働して学ぶ態度を有しているか
	2) 思考・判断により自分の考えを適切に表現することができる。
	3) 高等学校の主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。

## 2. 志望動機書に加えて新たに追加する判定項目

【図1】で示した判定項目の中で、「志望動機書」により判定が可能な項目は【図2】であらわした表の●印の項目が対象となる。ただし、志望動機書の内容によってはアドミッション・ポリシー1) ①～⑤の項目の中で、判定が不十分となる可能性もある。そのため、志望動機書での判定を補完するための新たな選考方法として「作文」と「オンライン面接」を新たに導入する。

この「作文」は入学志願者全員に提出を求め「作文」の記載項目は【図1】のアドミッション・ポリシー1) ①～⑤の項目について作文形式で記入を求め、志願者の意向や考えについて確認をする。

・「作文」の記載項目はアドミッション・ポリシー1)の判定項目に合わせる  
【テーマ】 本学において、経営学や数理・データサイエンス・AIを学修することについて  
以下の2点を踏まえて200文字以上で作成してください。  
①本学で学ぶことへの「興味・関心・主体性」について  
②「多様な人々と協働して学ぶこと」について

更に「オンライン面接」は「志望動機書」と「作文」によっても、判定が難しいと判断した場合に限り、判定項目の情報を補うために個別に実施する。

【図2】志望動機書による判定項目と新たに追加する選考方法

判定項目	選考方法		
	作文 (全員提出)	志望動機書 (全員提出)	オンライン面接 (※必要な場合のみ)
1) -①	○	●	■
1) -②	○	●	■
1) -③	○	●	■
1) -④	○	●	■
1) -⑤	○	●	■
2)	—	●	■
3)	—	—	—

### 3. 社会人等に対して「アドミSSION・ポリシー3)」に掲げる項目を判定する方法

設置の趣旨等を記載した書類 58P に記載したように、高等学校卒業予定者については、高等学校が発行する調査書により「アドミSSION・ポリシー3)」に掲げる項目を評価・判定する。しかしながら、社会人等の方に関しては、現在の学力を判定するために、例えば、数十年前の高等学校の成績を元に判定することは困難となる。

そこで、社会人等の方に対しては、以下の二段階の評価方法により、高等学校の「国語」「英語」「数学」に関しての基本的な知識・能力について判定する。本学は社会人の方を主な対象とした通信制大学であるため、入学段階においては、学ぶ意欲のある方は、広く受け入れたいと考えている。ただし、高等学校の教科書レベルの「国語」や「英語」及び「数学」の理解力がなければ、科目によっては授業についていけないケースも考えられる。そのため社会人の方を対象に入学選抜の第一段階として、「1. 自己評価票」「2. 作文」「3. 志望動機書」の提出を求めたこととした。これらの入学選抜方法によっても、高等学校の教科書レベルの「国語」や「英語」及び「数学」の理解力について判定が難しい場合には第二段階として「オンライン面接」により、個別に確認をする。また、「英語」と「数学」の理解力に関しては、本学のリメディアル教育として配置する「数学入門」「英語入門」(事前学修)を受講することにより、一定の理解力を得ることが可能と判断した場合には、入学手続き後に「数学入門」「英語入門」の受講を指示する。この「数学入門」「英語入門」の受講を以てしても、本学の教育課程に編成されている授業科目を学修することについて、「英語」「数学」といった高

等学校の主要科目の教科書レベルの理解力が無いと判断された者については、入学選抜の結果不合格である旨を通知する。また、入学選考により合格した方は、自ら「数学入門」「英語入門」の受講を希望する場合は、入学手続き後であれば入学前又は入学後に無料で受講をすることも可能とする。

#### 【資料 35】

### ■社会人等の方のアドミSSION・ポリシー 3) の評価の流れ

#### <第一段階>

#### 1. 自己評価票

社会人等の方（高等学校卒業見込みの方は除く）を対象に、「国語」「英語」「数学」に関して「高等学校の教科書レベルの基本的知識を有していること」について、自己評価でそれぞれの科目の修得度合いを5段階で評価する。各科目の総合的な理解度を確認するため、以下の例のような設問例への回答を求め、理解度が総合的に把握できるように設定する。「自己評価票」の提出方法は Web 出願の場合は出願時にサイト上で回答できるように設定し、書面で出願する場合には「自己評価票」を出願書類に同封して提出を求める。

（設問例）英語：高等学校 2 学年レベルの英語が概ね理解できる。（5 段階）

国語：高等学校レベルの国語の文章読解力が概ね備わっている。（5 段階）

数学：高等学校 2 学年レベルの数学が概ね理解できる。（5 段階）

また、志願者が入学前に不安を感じて、学習意欲を減退させてしまわないように、「英語」や「数学」に関するリメディアル教育により、事前学修ができる仕組みがあることも説明する。

#### 2. 作文

「作文」の記載項目は審査意見 8（1）への対応に記載したアドミSSION・ポリシー 1）①～⑤の項目【審査意見 8（1）の図 1】について判定するため、テーマを定めて作文形式で記入を求めることで、志願者の意向について確認をする。

#### 3. 志望動機書

本学で経営学を学ぶ目的、数理・データサイエンス・AI 分野に対する興味・関心の度合い、他の学生

と協働して学ぶ態度を有していることを確認するために、志願者が具体的なテーマを定めて記載する。  
志望動機書の記載については、テーマに対して600文字以上、800文字以内での記載を条件とする。

<第二段階>

#### 4. オンライン面接

第一段階の「1. 自己評価票」、「2. 作文」、「3. 志望動機書」による判定において、「国語」「英語」「数学」に関する「高等学校の教科書レベルの基本的知識を有していること」について、合否の判定が困難な場合は、個別に「オンライン面接」を行い、評価・判定に必要な情報をヒアリングする。

<フォロー体制> リメディアル教育

入学者選抜において、前述した判定方法を用いた結果、アドミッション・ポリシー3)の項目について「数学」や「英語」の理解力が一定の水準に達していないと判断した志願者に対しては、リメディアル教育として配置した「数学入門」や「英語入門」(事前学修)を受講することを条件として、合格とする。

8. アドミッション・ポリシーを改めるとともに、入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの各項目に係る評価の考え方や判定方法について説明がなされたが、以下の点について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(3) 社会人等のうち「母国語が日本語ではない方」に対して提出を求める出願時の書類には、高等学校卒業程度であることを証する書類は含まれていないことから、学校教育法第90条に規定する要件を満たしていることを確実に確認するように改めること。

(対応)

母国語が日本語でない方に対して提出を求める出願時の書類については、学校教育法第90条に規定する要件を満たすように、設置の趣旨等を記載した書類「⑩入学者選抜の概要 3. 留学生の受入れに関する資格要件等」の記載内容に学歴に関する要件を追加するとともに、出願書類として学歴要件を満たしていることを確認するための書類の提出を求めるように改める。

1. 「母国語が日本語ではない方」の出願資格に以下の要件を追加する。

学歴に関する要件

・外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または入学前年度の3月31日までに卒業見込の者、およびこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

※自国の教育事情により学校教育の課程が12年に満たない者は、文部科学省が指定する準備教育課程等の修了（見込）証明書を提出できる者

2. 「母国語が日本語でない方に対して提出を求める出願時の書類」について

全体計画の対する審査意見を踏まえて、補正申請時に提出した「15. 審査意見（3月）66P」に記載した補足説明資料で「母国語が日本語でない方」の提出資料に「⑩外国において通常の課程による12年の学校教育を修了したことを証する書類の項目を追加して、母国語が日本語でない方の提出書類として改める。

「15. 審査意見（3月）66P」補足説明資料

	出願時に提出が必要な書類	社会人等				高校卒業見込み者
		高等学校 既卒者	大学・短大・ 専門学校 卒業予定者	高等学校卒業程 度認定試験 合格（見込）者	母国語が日本 語ではない方	
①	東京経営大学入学志願書（指定様式）	●	●	●	●	●
②	高等学校の調査書	-	-	-	-	●
③	自己評価票	●	●	●	●	-
④	高等学校の卒業証明書（卒業証書のコピー可）※1	●	-	-	-	●
⑤	高等学校卒業程度認定試験の合格証明書または合格成績証明書	-	-	●	-	-
⑥	大学・短期大学・専門学校の卒業（見込）証明書	-	●	-	-	-
⑦	作文	●	●	●	●	●
⑧	志望動機書	●	●	●	●	●
⑨	日本語力を証する書類	-	-	-	●	-
⑩	外国において通常の課程による12年の学校教育を修了したことを証する書類 ※自国の教育事情により学校教育の課程が12年に満たない者は、文部科学省が指定する準備教育課程等の修了（見込）証明書も併せて提出				●	

※⑥の志望動機書については、テーマに対して600文字以上、800文字以内での記載を条件とする。

※入学選抜において、判定項目で判定が難しい場合はオンラインによる個別面談を実施することがある。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (63P)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類 (64P)</p> <p>⑩ 入学者選抜の概要</p> <p>3. 留学生の受入れに関する資格要件等</p> <p>(1) 留学生の受入れについて</p> <p>東京経営大学は通信教育学部のみを設置する大学となるため、日本国内に居住する留学生として受け入れすることはできないため、特別な入試選抜は実施しない。ただし、海外に居住して学ぶことは可能とする。その際に本大学のアドミッション・ポリシーに合致していることに加えて、以下の(1)(2)のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>学歴に関する要件</u></p> <p>・<u>外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、または入学前年度の 3 月 31 日までに卒業見込の者、およびこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。</u></p> <p>※<u>自国の教育事情により学校教育の課程が 12 年に満たない者は、文部科学省が指定する準備教育課程等の修了(見込)証明書を提出できる者</u></p> <p>(2) 日本語能力等の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本留学試験「日本語」の「読解・聴解・聴読解」の合計得点 200 点以上、「記述」の得点 25 点以上 (2 年以内に受験したもの)</li> <li>・日本語能力試験 (N2) 以上</li> <li>・実用日本語検定 (準 B 級) 以上</li> </ul> <p>(3) 経費支弁能力の確認方法</p> <p>在留資格「留学」を要件とすることはないため、特段経費支弁能力について確認は要しない。</p> <p>(4) 在籍管理方法</p> <p>日本国内に居住し、「留学」以外の在留資格(就労資格あるもの)で入学するものについて、日本国籍を有するものと特段異なる在籍管理方法は用いない。</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 (59P)</p> <p>⑩ 入学者選抜の概要</p> <p>3. 留学生の受入れに関する資格要件等</p> <p>(1) 留学生の受入れについて</p> <p>東京経営大学は通信教育学部のみを設置する大学となるため、日本国内に居住する留学生として受け入れすることはできないため、特別な入試選抜は実施しない。ただし、海外に居住して学ぶことは可能とする。その際に本大学のアドミッション・ポリシーに合致していることに加えて、以下の<u>日本語能力の証明を必要とする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(2) 日本語能力等の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本留学試験「日本語」の「読解・聴解・聴読解」の合計得点 200 点以上、「記述」の得点 25 点以上 (2 年以内に受験したもの)</li> <li>・日本語能力試験 (N2) 以上</li> <li>・実用日本語検定 (準 B 級) 以上</li> </ul> <p>(3) 経費支弁能力の確認方法</p> <p>在留資格「留学」を要件とすることはないため、特段経費支弁能力について確認は要しない。</p> <p>(4) 在籍管理方法</p> <p>日本国内に居住し、「留学」以外の在留資格(就労資格あるもの)で入学するものについて、日本国籍を有するものと特段異なる在籍管理方法は用いない。</p>



9. 基幹教員について、「大学通信教育設置基準」の規程を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

今回の全体計画審査における教員資格審査の結果、職位等の適格性を判定された教員数について、「大学通信教育設置基準」に定める教員数の規程を満たしていないため、教員資格審査の結果を踏まえ、大学通信教育設置基準に定める必要基幹教員数（教授数等の備考等に定める要件を含む）を満たすよう、適切に補正する。

基幹教員の数は、大学通信教育設置基準8条により、東京経営大学経営学部においては、学部の種類が「経済学関係」に該当し、「収容定員8,000人の場合の基幹教員数」に該当するため、その基幹教員数は21人以上となる。これに対して、基幹教員数28人で申請を行ったが、今回の全体計画審査における教員資格審査の結果、審査保留とされた人数が6人となり、基幹教員数は22人となったが、補正申請により基幹教員7人の申請を行うこととした。これにより補正後の基幹教員数は29人となり、必要基幹教員数を満たすための補正は適切に行う。

<基幹教員数>

教員区分	職位	申請人数	審査保留とされた人数	補正申請をする人数	補正後人数 (③が適格と判断された場合)	
		①	②	③	①-②+③	
基幹教員	基(主専)	教授	5人	1人	1人	5人
		准教授	1人	0人	0人	1人
		講師	9人	1人	0人	8人
		助教	2人	0人	1人	3人
		計	17人	2人	2人	17人
	基(専)	教授	0人	0人	0人	0人
		准教授	0人	0人	0人	0人
		講師	1人	1人	1人	1人
		助教	0人	0人	0人	0人
		計	1人	1人	1人	1人
	基(専他)	教授	0人	0人	0人	0人
		准教授	0人	0人	0人	0人
		講師	0人	0人	0人	0人
		助教	0人	0人	0人	0人
		計	0人	0人	0人	0人
	基(他)	教授	7人	2人	3人	8人
		准教授	3人	1人	1人	3人
		講師	0人	0人	0人	0人
		助教	0人	0人	0人	0人
		計	10人	3人	4人	11人
基幹教員計		28人	6人	7人	29人	

次に、教授の数については、大学通信教育設置基準8条により規定される基幹教員数（本学の場合は21

人)の半数以上、すなわち11人以上は、原則として教授とすることとされている。これに対して教授12人で申請を行ったが、今回の全体計画審査における教員資格審査の結果、審査保留とされた人数が3人となり、基幹教員として必要な教授の数が9人となったことを受けて、補正申請により基幹教員である教授4人の申請を行うこととした。これにより補正後の教授の数は13人となり、基幹教員として必要な教授の数を満たすための補正は適切に行う。

<教授の数>

職位	教員区分	申請人数	審査保留とされた人数	補正申請をする人数	補正後人数 (③が適格と判断された場合)
		①	②	③	①-②+③
教授	基(主専)	5人	1人	1人	5人
	基(専)	0人	0人	0人	0人
	基(専他)	0人	0人	0人	0人
	基(他)	7人	2人	3人	8人
教授計		12人	3人	4人	13人

また、大学通信教育設置基準8条により規定される基幹教員数(本学の場合は21人)の四分之三以上、すなわち16人以上は、専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすることとされている。これに対して、専ら当該大学の教育研究に従事する教員18人で申請を行ったが、今回の全体計画審査における教員資格審査の結果、審査保留とされた人数が3人となり、専ら当該大学の教育研究に従事する教員の数が15人となったことを受けて、補正申請により専ら当該大学の教育研究に従事する教員3人の申請を行うこととした。これにより補正後の専ら当該大学の教育研究に従事する教員の数は18人となり、基幹教員として必要な専ら当該大学の教育研究に従事する教員の数を満たすための補正は適切に行う。

<専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員数>

教員区分	職位	申請人数	審査保留とされた人数	補正申請をする人数	補正後人数 (③が適格と判断された場合)
		①	②	③	①-②+③
基(主専)	教授	5人	1人	1人	5人
	准教授	1人	0人	0人	1人
	講師	9人	1人	0人	8人
	助教	2人	0人	1人	3人
基(専)	教授	0人	0人	0人	0人
	准教授	0人	0人	0人	0人
	講師	1人	1人	1人	1人
	助教	0人	0人	0人	0人
基(専他)	教授	0人	0人	0人	0人
	准教授	0人	0人	0人	0人
	講師	0人	0人	0人	0人
	助教	0人	0人	0人	0人
計		18人	3人	3人	18人

(新旧対照表) 基本計画書 (一部抜粋)

新								旧							
	基幹教員					助手	基幹教員 以外の教 員(助手 を除く)						基幹教員 以外の教 員(助手 を除く)		
	教授	准教授	講師	助教	計									教授	准教授
	13 (13)	4 (3)	9 (8)	3 (3)	29 (27)	0 (0)	11 (8)								
a	5 (5)	1 (0)	8 (7)	3 (3)	17 (15)										
b	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)										
小計 (a~b)	5 (5)	1 (0)	9 (8)	3 (3)	18 (16)										
c	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
d	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)										
計 (a~d)	13 (13)	4 (3)	9 (8)	3 (3)	29 (27)										
	12 (12)	4 (3)	10 (10)	2 (2)	28 (27)	0 (0)	10 (7)								
a	5 (5)	1 (0)	9 (9)	2 (2)	17 (16)										
b	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)										
小計 (a~b)	5 (5)	1 (0)	10 (10)	2 (2)	18 (17)										
c	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
d	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)										
計 (a~d)	12 (12)	4 (3)	10 (10)	2 (2)	28 (27)										

(新旧対照表) 設置等の趣旨 (本文) 66 P

新	旧
<p>2. 基幹教員の配置 (教育上の主要科目との関連性)</p> <p>基幹教員は大学通信教育設置基準の別表第一 通信教育学部の基幹教員数 (第八条関係) によると収容定員 8000 名 (経済学関係) の基準として 21 名以上と掲げられている。東京経営大学経営学部経営マネジメント学科は総定員 1700 人で計画しており、基幹教員数は <u>29 人</u> の就任を予定している。<u>29 人</u> の基幹教員の内訳は専ら当該大学の教育研究に従事する教員を 18 人としている。この専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員 18 人の内、17 人が主要科目を担当する。また、専ら当該大学の教育研究に従事する以外の基幹教員 <u>11 人</u> は全ての教員が主要科目を担当する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 経営学部の教育研究実施組織において中心となる研究分野・研究体</p> <p>経営学部経営マネジメント学科 (通信教育課程) では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を経営学分野として、会計学・法律・情報</p>	<p>2. 基幹教員の配置 (教育上の主要科目との関連性)</p> <p>基幹教員は大学通信教育設置基準の別表第一 通信教育学部の基幹教員数 (第八条関係) によると収容定員 8000 名 (経済学関係) の基準として 21 名以上と掲げられている。東京経営大学経営学部経営マネジメント学科は総定員 1700 人で計画しており、基幹教員数は <u>28 人</u> の就任を予定している。<u>28 人</u> の基幹教員の内訳は専ら当該大学の教育研究に従事する教員を 18 人としている。この専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員 18 人の内、17 人が主要科目を担当する。また、専ら当該大学の教育研究に従事する以外の基幹教員 <u>10 人</u> は全ての教員が主要科目を担当する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 経営学部の教育研究実施組織において中心となる研究分野・研究体</p> <p>経営学部経営マネジメント学科 (通信教育課程) では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を経営学分野として、会計学・法律・情報</p>

分野に関する基礎的・基本的な知識と課題を探求し、解決する能力を修得させる。またデジタル社会の基礎知識として「数理・データサイエンス・AI」に関する基礎力など、持続可能な社会の創り手として経済活動を主体的・創造的に実践できる能力を育てることを教育研究上の目的とする。そのため教員組織の編成では、「経営学分野」を専門とする基幹教員を中心とした教員組織としているとともに、専門教育科目の授業科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授 13 人、准教授 4 人、講師 9 人、助教 3 人 の合計 29 人 の基幹教員の体制を計画している。

(中略)

#### 4. 教員組織の年齢構成

基幹教員で専ら当該学部等の教育研究に従事する者の完成年度の年齢構成は教授職で 70 代が 1 人、60 代が 2 名、50 代が 2 名、准教授職で 50 代が 1 人、講師職で 60 代が 1 人、50 代が 6 人、40 代が 1 名、30 代が 1 名、助教職で 50 代が 2 人、40 代が 1 名となっている。また基幹教員の内、専ら当該大学等の教育研究に従事する者以外の者は教授職で 70 代が 2 人、50 代が 5 人、40 代が 1 人、准教授職で 50 代が 1 人、40 代が 2 人となっている。完成年度において、通常適用される退職年齢を超える基幹教員は 6 名で全体の 20.6 % でその時点では学部における教育研究の継続性は確保されている。また学校法人大原学園の就業規則においては満 60 歳を定年年齢としており、継続雇用制度により 65 歳まで雇用延長できることを規定している。採用時点で定年年齢を超えていて、完成年度において雇用延長の 65 歳を超えている教員については、大原学園就業規則 第 4 項の規定により学校法人大原学園理事会（令和 5 年 9 月 29 日開催）にて採用について承認を得ている。【資料 20】 また、補正申請において新規に採用する教員の内完成年度までに定年年齢を超え

分野に関する基礎的・基本的な知識と課題を探求し、解決する能力を修得させる。またデジタル社会の基礎知識として「数理・データサイエンス・AI」に関する基礎力など、持続可能な社会の創り手として経済活動を主体的・創造的に実践できる能力を育てることを教育研究上の目的とする。そのため教員組織の編成では、「経営学分野」を専門とする基幹教員を中心とした教員組織としているとともに、専門教育科目の授業科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授 12 人、准教授 4 人、講師 10 人、助教 2 人 の合計 28 人 の基幹教員の体制を計画している。

(中略)

#### 4. 教員組織の年齢構成

基幹教員で専ら当該学部等の教育研究に従事する者の完成年度の年齢構成は教授職で 70 代が 1 人、60 代が 2 名、50 代が 2 名、准教授職で 50 代が 1 人、講師職で 60 代が 1 人、50 代が 6 人、40 代が 2 名、30 代が 1 名、助教職で 50 代が 2 人となっている。また基幹教員の内、専ら当該大学等の教育研究に従事する者以外の者は教授職で 70 代が 1 人、50 代が 5 人、40 代が 1 人、准教授職で 40 代が 3 人となっている。完成年度において、通常適用される退職年齢を超える基幹教員は 5 名で全体の 17.9 % でその時点では学部における教育研究の継続性は確保されている。また学校法人大原学園の就業規則においては満 60 歳を定年年齢としており、継続雇用制度により 65 歳まで雇用延長できることを規定している。採用時点で定年年齢を超えていて、完成年度において雇用延長の 65 歳を超えている教員については、大原学園就業規則 第 4 項の規定により学校法人大原学園理事会（令和 5 年 9 月 29 日開催）にて採用について承認を得ている。【資料 20】 また、補正申請において新規に採用する教員の内完成年度までに定年年齢を超える教員 3 人について、学校法人大

<p>る教員 3 人について、学校法人大原学園理事会（令和 6 年 3 月 5 日開催）にて採用について承認を得ている。<b>【資料 33】</b> <u>更に、再補正申請において新規に採用する教員の内完成年度までに定年年齢を超える教員 1 人について、学校法人大原学園理事会（令和 6 年 6 月 25 日開催）にて採用について承認を得ている。</u><b>【資料 36】</b> 完成年度において、65 歳までの再雇用年齢を超える <u>6 人</u>の基幹教員については、教育研究において支障がない限りは年度更新により 65 歳を超えても基幹教員として勤務を可能とするが、後任の育成という観点から完成年度までに後任の教員を採用して教育水準の維持向上に支障が無いようにする。</p>	<p>原学園理事会（令和 6 年 3 月 5 日開催）にて採用について承認を得ている。<b>【資料 33】</b> 完成年度において、65 歳までの再雇用年齢を超える <u>5 人</u>の基幹教員については、教育研究において支障がない限りは年度更新により 65 歳を超えても基幹教員として勤務を可能とするが、後任の育成という観点から完成年度までに後任の教員を採用して教育水準の維持向上に支障が無いようにする。</p>
---	---

(是正事項) 経営学部 経営マネジメント学科

10. 「教員個人調書」について、調書番号 10 の教員に係る就任承諾書の作成日が「2024 年 8 月 31 日」となっているため、適切に改めること。

(対応)

「教員個人調書」について、調書番号 10 の教員に係る就任承諾書の作成日が「2024 年 8 月 31 日」となっているため、正しい作成日である「2024 年 1 月 23 日」に適切に改める。

(新旧対照表) 教員就任承諾書

新	旧
 <p>別記様式第 6 号 (用紙: 日本産業規格 A 4 縦型)</p> <p>教 員 就 任 承 諾 書</p> <p>2024年1月23日</p> <p>学校法人大阪学園 殿</p> <p>氏名 岡谷 良二</p> <p>私は、大学の設置の認可の上は、経営学部経営マネジメント学科の基幹教員のうち、経営学部経営マネジメント学科の授業を年間8単位以上担当する者として、2025年4月1日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済数学</li><li>・ 経済学応用</li><li>・ 戦略的行動論</li><li>・ 卒業論文Ⅱ</li></ul>	 <p>別記様式第 6 号 (用紙: 日本産業規格 A 4 縦型)</p> <p>教 員 就 任 承 諾 書</p> <p>2024年8月31日</p> <p>学校法人大阪学園 殿</p> <p>氏名 岡谷 良二</p> <p>私は、大学の設置の認可の上は、経営学部経営マネジメント学科の基幹教員のうち、経営学部経営マネジメント学科の授業を年間8単位以上担当する者として、2025年4月1日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済数学</li><li>・ 経済学応用</li><li>・ 戦略的行動論</li><li>・ 卒業論文Ⅱ</li></ul>
<p>基幹教員 岡谷良二の教員就任承諾書の日付 <u>「2024 年 1 月 23 日」</u></p>	<p>基幹教員 岡谷良二の教員就任承諾書の日付 <u>「2024 年 8 月 31 日」</u></p>

(是正事項) 経営学部 経営マネジメント学科

11. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を補充する場合には、授業科目の担当教員について大学設置基準に適合させた科目担当とするため、大学設置基準第8条において「各教育課程上主要と認められる授業科目については原則として基幹教員に担当させる」ものとされていることを踏まえ、主要授業科目について、別の後任の教員を補充する場合には、基幹教員を後任として補充する。

12. 「基本計画書」の「教育課程等の概要」における「基幹教員等の配置」欄について、当該授業科目を担当する基幹教員及び助手の数ではなく「○」が付されているため、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）」に従い、適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえて、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）」に従い、適切に改めた。

1. 修正後の「教育課程の概要」

別記様式第2号（その2の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要																
(経営学部経営マネジメント学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年度	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
言語教育科目	日本語の技法Ⅰ(読解基礎)	1		2			○					1			メディア	
	日本語の技法Ⅱ(表現)	2		2			○					1			メディア	
	日本語の技法Ⅲ(読解応用)	1		2			○					1			印刷教材	
	日本語の技法Ⅳ(表現応用)	2		2			○					1			印刷教材	
	英語Ⅰ(初級英会話)	1		2			○							1	メディア	
	英語Ⅱ(中級英会話)	2		2			○							1	メディア	
	英語Ⅲ(初級英語読解)	1		2			○							1	印刷教材	
小計(7科目)				8	6	0	—			0	0	4	0	0	3	
総合関係科目	統計学入門	1	○	2			○			1		1			印刷教材	
	論理学入門	1		2			○							1	印刷教材	
	チームワーク論	1	○	2			○			1					メディア	
	法学概論	1	○	2			○					1			印刷教材	
	組織心理学	1		2			○			2					印刷教材	
	リーダーシップ論基礎	2	○	2			○	※		2					印刷教材 ※メディア(一部)	
	現代経済	2		2			○			1					印刷教材	
	情報社会と法	2		2			○					1			印刷教材	
小計(8科目)				10	6	0	—			7	0	3	0	0	1	
自然科学関係科目	ITリテラシー	1		2			○							1	印刷教材	
	コンピュータリテラシー	1		2			○							1	印刷教材	
	線形代数	1	○	2			○			1					メディア	
	経済数学	2		2			○			1					印刷教材	
	自然災害と社会	2		2			○							1	印刷教材	
	教養としてのデータサイエンス	2	○	2			○			1					印刷教材	
	数理基礎	1		2			○			1					印刷教材	
	環境科学	2		2			○							1	印刷教材	
小計(8科目)				8	8	0	—			4	0	0	0	0	4	
人文科学関係科目	比較文化論	1		2			○							1	印刷教材	
	世界史Ⅰ	1		2			○							1	印刷教材	
	世界史Ⅱ	2		2			○							1	印刷教材	
	国際関係論Ⅰ(平和と文化)	2		2			○							1	印刷教材	
	小計(4科目)				—	4	4	0	—			0	0	0	0	4
小計(27科目)				—	30	24	0	—			11	0	7	0	0	12

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実習・実務	教授	准教授	講師	助教	助手				
専門教育科目	経営基礎科目	経営学概論	1		2			○			1						メディア	
		簿記原簿	1		2			○			1						メディア	
		経済原簿	1	○	2			○			1		1				印刷教材	
		ファイナンス入門	2		2			○			1						印刷教材	
		マーケティング入門	2		2			○			1						印刷教材	
		ミクロ経済学	2	○	2			○				1	1				印刷教材	
		マクロ経済学	2	○	2			○					1				印刷教材	
		財務会計基礎	2		2			○			2						印刷教材	
		国際ビジネス入門	2		2			○			1						印刷教材	
	小計(9科目)				18	0	0		-		8	1	3	0	0	0		
	経営基幹科目	競争戦略論	2-3	○	2			○			1						メディア	
		国際経営論	2-3	○	2			○			1						メディア	
		ブランドマネジメント論	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		金融論	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		流通システム論	2-3	○	2			○			2						印刷教材	
		マーケティング論	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		リーダーシップ論	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		イノベーション論	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		企業倫理と社会的責任	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		経営管理論	2-3	○	2			○				1					印刷教材	
		経営組織論	2-3	○	2			○			2						印刷教材	
		消費者行動論	2-3	○	2			○			1						印刷教材	
		現代商品論	2-3			2		○			1						印刷教材	
		経営学史	2-3			2		○			1						印刷教材	
		財務経費論	2-3	○	2			○			2						印刷教材	
	小計(15科目)				26	4	0		-		17	0	1	0	0	0		
	サイエンス科目 A1・データ	統計分析入門	1	○	2			○			1						メディア	
		AI・データサイエンス基礎概論	2		2			○						1			印刷教材	
		産業システム論	2-3		2			○			1						印刷教材	
		ビジネスデータ分析	2-3	○	2			○			1						メディア	
		経営情報論	2-3		2			○			1						印刷教材	
		マーケティング調査	2-3		2			○			1						印刷教材	
		デジタルマーケティング	2-3		2			○			1						印刷教材	
	小計(7科目)				14	0	0		-		6	0	0	1	0	0		
	専攻科目	経営研究専攻(D1)	中小企業論	3-4	○	4			○			1						メディア
			経営分析論	3-4	○	4			○			1	1					メディア
組織行動論			3-4		2			○			1						印刷教材	
生産管理論			3-4		2			○						1			印刷教材	
戦略的行動論			3-4	○	2			○			1						印刷教材	
経営・会計専攻(D2)		リスクマネジメント論	3-4		2			○									1	印刷教材
		経営学応用	3-4		2			○			1						印刷教材	
		現代会計基礎論	3-4	○	4			○			1	1					メディア	
		コストマネジメント論	3-4	○	4			○				1					メディア	
		簿価計算論	3-4		2			○									1	印刷教材
		管理会計論	3-4	○	2			○				1					印刷教材	
		意思決定会計論	3-4		2			○									1	印刷教材
		財務会計応用Ⅰ	3-4	○	2			○			1		1				印刷教材	
		財務会計応用Ⅱ	3-4		2			○					1				印刷教材	
		コーディング基礎	3-4	○	4			○						1			メディア	
情報専攻(D3)		機械学習プログラミング	3-4	○	4			○						1			メディア	
		データベース	3-4	○	2			○						1			印刷教材	
		プログラミング A 基礎	3-4	○	2			○						2			印刷教材	
		プログラミング A 応用	3-4		2			○						1			印刷教材	
		システム開発	3-4		2			○						1			印刷教材	
法律専攻(D4)	プログラミング B	3-4		2			○									1	印刷教材	
	民法Ⅰ(総則・物権)	3-4	○	4			○			1						メディア		
	民法Ⅱ(債権・親族相続)	3-4	○	2			○				1	1				印刷教材		
	商法総論・商行為法	3-4		2			○				1					印刷教材		
	会社法	3-4	○	4			○				1					メディア		
	知財法Ⅰ	3-4	○	2			○			1						印刷教材		
	知財法Ⅱ	3-4	○	2			○			1						印刷教材		
行政法総論	3-4		2			○			1						印刷教材			
小計(28科目)				73	0	0		-		16	8	3	7	0	5			
演習科目	卒業論文Ⅰ	4	○	2				○		2	1		2				メディア	
	卒業論文Ⅱ	4	○	2				○		13	4	3	2				印刷教材	
小計(2科目)				4	0	0		-		15	5	3	4	0	0			
小計(61科目)				134	4	0		-		58	14	10	12	0	5			
合計(88科目)				164	28	0		-		67	14	17	12	0	17			

審査意見への対応を記載した書類（6月）資料  
（目次）

【資料 25】「卒業論文Ⅱ」の論文指導の対応時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P

【資料 26】基幹教員の業務時間（就業日数別）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P

【資料 31】東京経営大学 指導補助者規程（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P

【資料 34】リーダーシップ論基礎\_学修の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 P

【資料 35】社会人等のアドミッション・ポリシー3の評価の流れ・・・・・・・・ 8 P

【資料 36】理事会・評議員会議事録（令和6年6月24日開催）・・・・・・・・ 9 P

## 【資料25】「卒業論文Ⅱ」の論文指導の対応時間

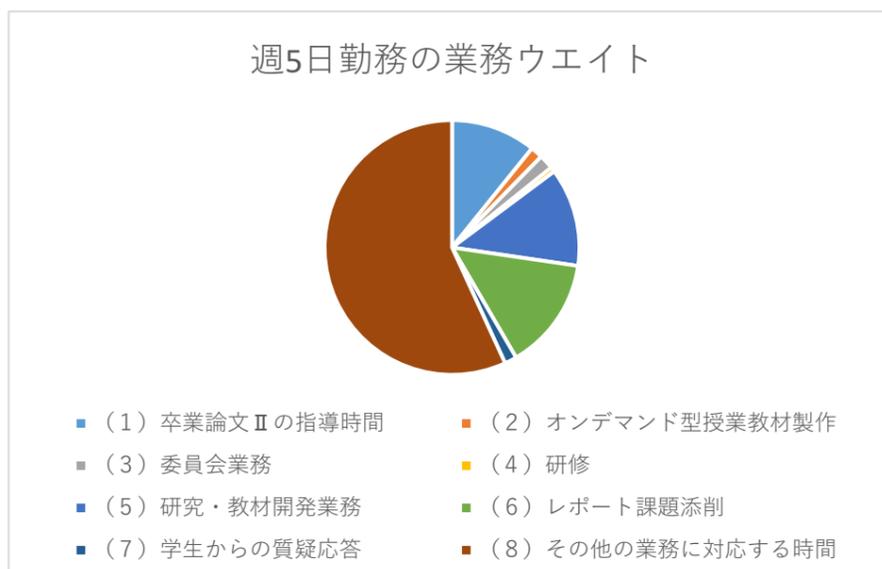
卒業論文指導に要する受講者1人当たりの時間（精読や添削時間を踏まえて増加する）

卒業論文Ⅱ（シラバス）	企画案 指導	添削 指導	前回	今回
			受講者 1人あたりの 指導時間（分）	受講者 1人あたりの 指導時間合計（分）
1.研究遂行のための調査の実施、 文献を読解する①	研究 計画書		30分	<b>30分</b>
2.研究遂行のための調査の実施、 文献を読解する②				
3.研究遂行のための調査の実施、 文献を読解する③				
4.卒業論文のテーマに即した 実証アプローチを考える①	構成案		30分	<b>30分</b>
5.卒業論文のテーマに即した 実証アプローチを考える②				
6.卒業論文を執筆する①			90分	<b>120分</b>
7.卒業論文を執筆する②				
8.卒業論文を執筆する③				
9.執筆した卒業論文を推敲する①			90分	<b>120分</b>
10.卒業論文を執筆する④				
11.卒業論文を執筆する⑤				
12.卒業論文を執筆する⑥				
13.執筆した卒業論文を推敲する②			60分	<b>120分</b>
14.卒業論文を完成させる				
15.卒業論文の完成				
受講者1人あたりの卒業論文指導に対応する時間			300分 (5時間)	<b>420分 (7時間)</b>

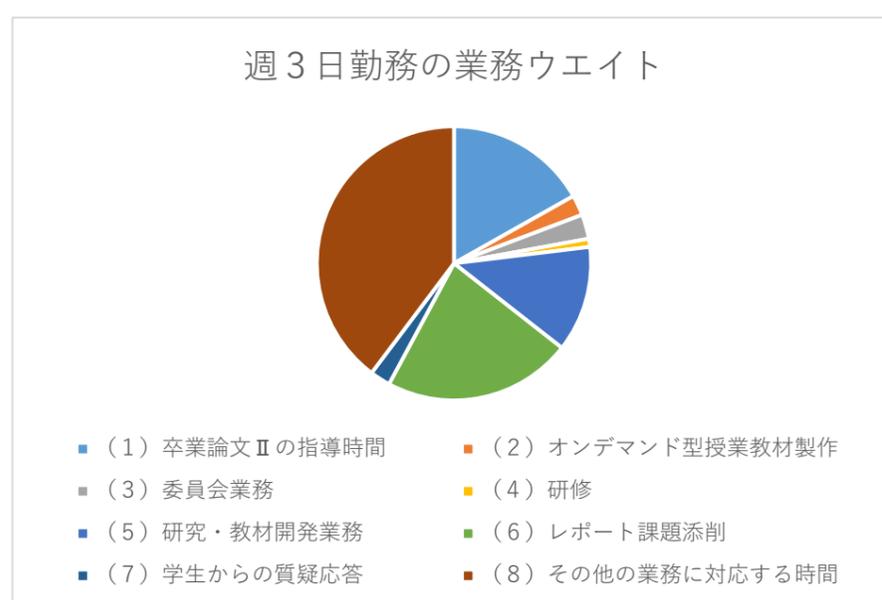
学生1人当たり  
2時間増加

【資料26】 基幹教員の業務時間（就業日数別）

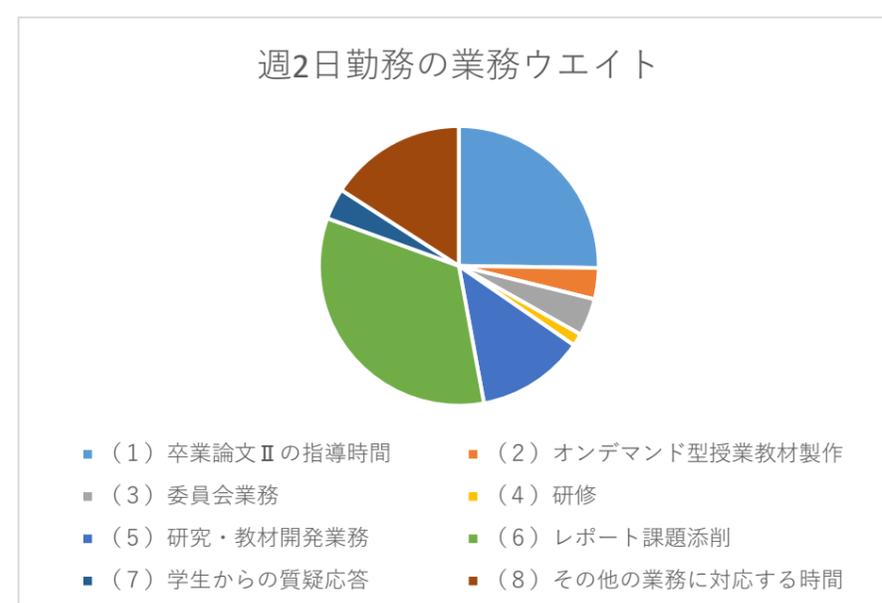
週5日勤務の業務ウエイト		ウエイト
年間の勤務日数243日×8時間 = 1,944時間		
(1) 卒業論文Ⅱの指導時間	210	10.8%
(2) オンデマンド型授業教材製作	30	1.5%
(3) 委員会業務	36	1.9%
(4) 研修	12	0.6%
(5) 研究・教材開発業務	243	12.5%
(6) レポート課題添削	278	14.3%
(7) 学生からの質疑応答	30	1.5%
上記(1)～(7)の合計	839	43.2%
(8) その他の業務に対応する時間	1,105	56.8%



週3日勤務の業務ウエイト		ウエイト
156日（52週×3日）×8時間 = 1,248時間		
(1) 卒業論文Ⅱの指導時間	210	16.8%
(2) オンデマンド型授業教材製作	30	2.4%
(3) 委員会業務	36	2.9%
(4) 研修	12	1.0%
(5) 研究・教材開発業務	156	12.5%
(6) レポート課題添削	278	22.3%
(7) 学生からの質疑応答	30	2.4%
上記(1)～(7)の合計	752	60.3%
(8) その他の業務に対応する時間	496	39.7%



週2日勤務の業務ウエイト		ウエイト
104日（52週×2日）×8時間 = 832時間		
(1) 卒業論文Ⅱの指導時間	210	25.2%
(2) オンデマンド型授業教材製作	30	3.6%
(3) 委員会業務	36	4.3%
(4) 研修	12	1.4%
(5) 研究・教材開発業務	104	12.5%
(6) レポート課題添削	278	33.4%
(7) 学生からの質疑応答	30	3.6%
上記(1)～(7)の合計	700	84.1%
(8) その他の業務に対応する時間	132	15.9%



# 【資料 31】 東京経営大学 指導補助者規程（案）

令和〇年〇月〇日

## 東京経営大学 指導補助者規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、東京経営大学（以下「本学」という）の学部学生に対する、教育効果を高めるため、基幹教員の補助業務に従事する指導補助者について必要な事項を定める。

### （指導補助者の職務と役割）

第2条 各学部は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員（以下「指導補助者」という）に補助させることができる。

第3条 指導補助者の役割は「添削指導員」及び「学修アドバイザー」に役割を分けて配置する。添削指導員はレポート課題の添削指導の補助及びメディア授業（オンデマンド型授業）を実施した際に学生からの質疑応答の補助を行う。学修アドバイザーは学習全般における質疑応答への対応で主に教育相談員としての業務に従事する。

### （指導補助者の採用）

第4条 指導補助者で「添削指導員」の役割を担当する者の採用については、以下の1)の学位を有するもので、かつ本学の教育課程に設置する授業科目に関する知識・経験を有すると認められる者として、以下の2)から5)のいずれかの項目に該当するものを選考によって採用する。

- 1) 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を有するもの
- 2) 大学又は専門職大学において助手及び指導補助者としての経歴があるもの
- 3) 以下の学問領域について、知識及び経験を有すると認められる者  
経営学領域、経済学領域、会計学領域、法学領域、日本語表現領域、英語領域、組織関係領域、統計学領域、論理学領域、数学領域、情報領域、環境科学領域、国際関係領域、AI・データサイエンス領域など
- 4) 各教科に関連する以下の国家資格及び関連分野の資格を有する者  
弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITストラテジストなど
- 5) 上記以外に本学の添削指導員として、(2)～(4)に関する資質を有していると判断した者など

第5条 指導補助者で「学修アドバイザー」の役割を担当する者の採用については、カウンセリングに関する能力にあわせて大学での学修について知識・経験を有しているものを選考によって採用する。

- (1) 大学での学修により、卒業に必要な課程を修めた者
- (2) 学修支援に関する実務経験等を有している者
  - ① 他大学や専修学校等の教育機関で、学修指導等の教育経験がある者
  - ② 教職課程を修めた者
  - ③ 教育機関及びそれに準ずる機関において、学習指導の経験を有する者
  - ④ メンターとして助言・指導・支援に関する業務に従事した経験を有する者
  - ⑤ 上記以外に本学の学修アドバイザーとして、資質を有していると判断した者

#### (研修の実施)

第6条 指導補助者を置く学部は、指導補助者に対し、FD研修以外に職務内容に応じて必要な研修を行うものとする。

研修内容及び回数は前年度の実施状況を鑑みて、プレFD研修としてFD委員会により、毎年計画し実施することとする。

#### (雇用形態及び待遇)

第7条 指導補助者の雇用形態は原則として、期間の定めのない正規雇用又は1年間の有期雇用契約とする。1年間の有期雇用契約期間満了後、更新を希望する場合は指導補助者としての職務内容を評価し、更に1年間の雇用契約の更新をすることがある。(更新回数の上限は設けない。)期間の定めのない正規雇用の場合も当学園入職の初年度は試用期間として1年間の雇用契約により就業したのち、正規の教員として登用する。

#### (担当教員との連携体制)

第8条 教員との連携体制については主に以下の内容について行う。

- (1) 具体的に「添削指導員」と担当教員の連携を要する項目と主な内容
  - ① オンデマンド型授業にて実施した確認テストの内容  
確認テストで出題する問題の要旨と回答開設(参考文献等)
  - ② オンデマンド型授業にて、課題(任意)として提出を求めたレポートの内容  
レポート課題の目的と作成上の重要な論旨(参考文献)
  - ③ オンデマンド型授業の掲示板の運営に関すること  
掲示板書込み内容で回答を要する内容についての報告と回答内容の指示
  - ④ 印刷教材による授業のレポート課題の内容  
レポート課題の重要な論旨と参考となる文献や指導内容の共有
  - ⑤ 単位修得試験の内容  
回答と回答の論旨及びテキスト掲載ページ等の情報共有

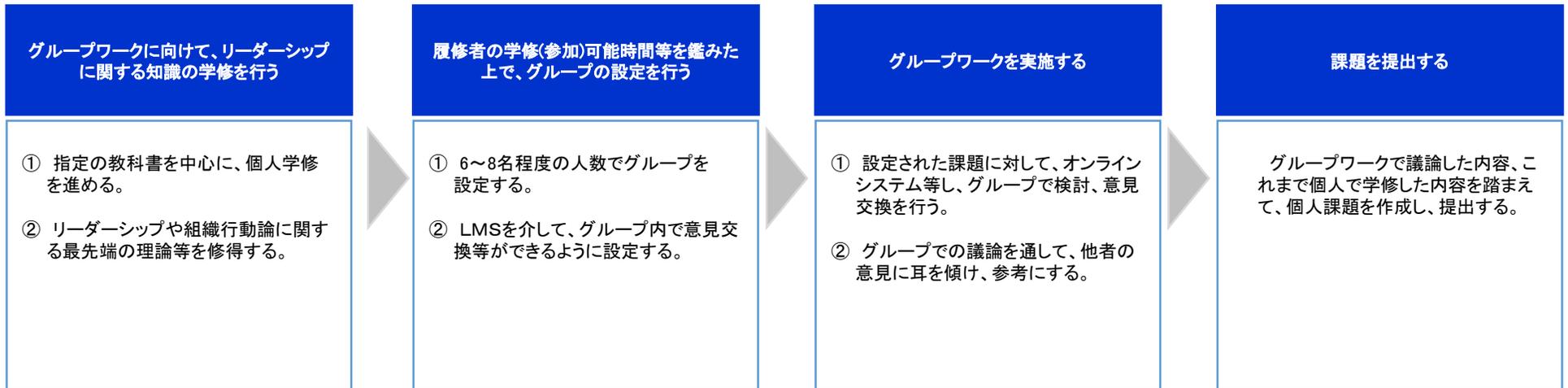
(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、指導補助者に関し必要な事項は各学部等が別に定める。

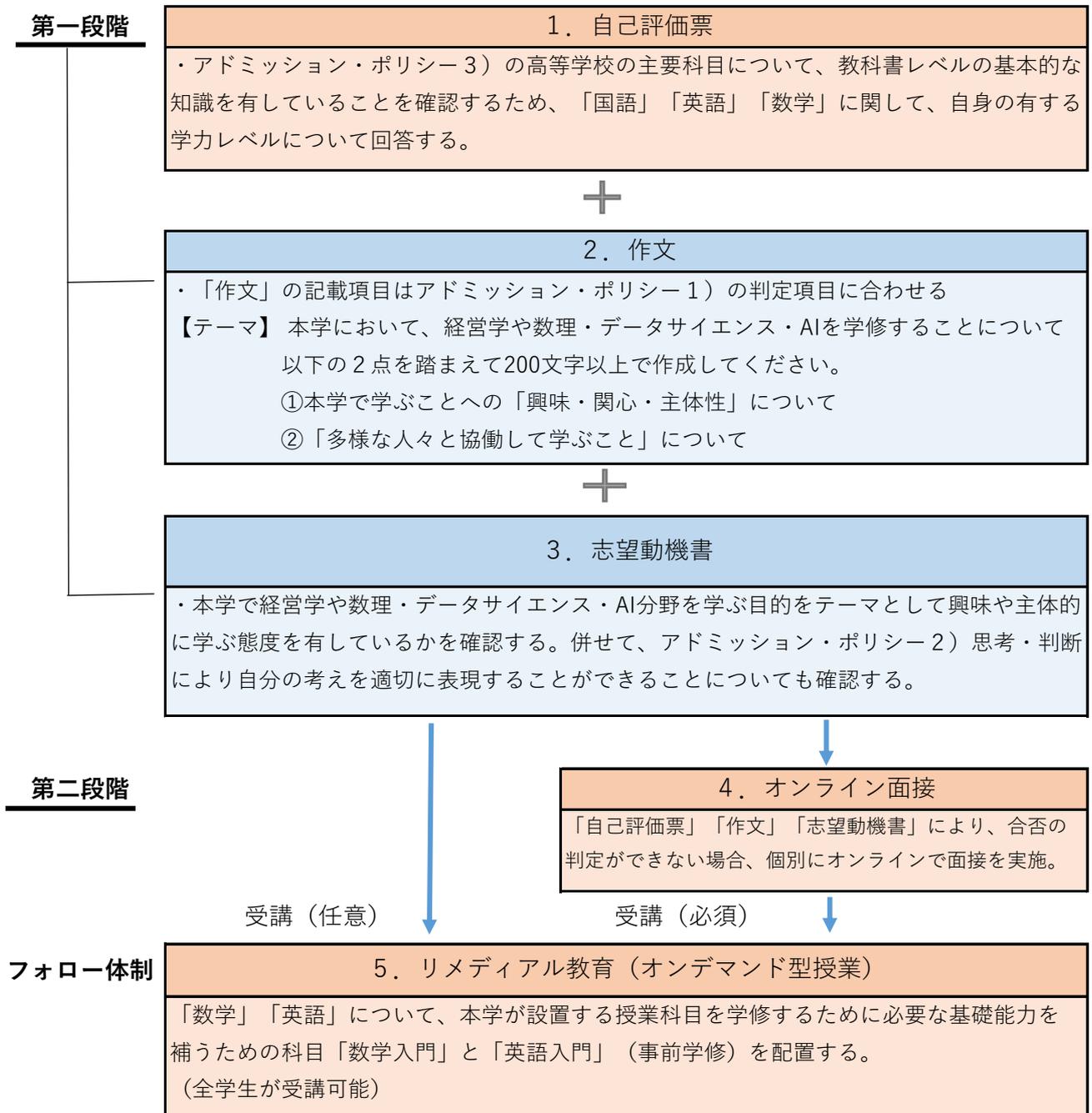
附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 【資料34】リーダーシップ論基礎 学修の流れ



**【資料35】 社会人等のアドミッション・ポリシー 3 の評価の流れ**



※アドミッション・ポリシー 3 に関する選考方法は上記 1、4 において判定する。

※更にリメディアル教育により、高等学校の教科書レベルの学力を担保する

# 【資料36】 理事会・評議員会議事録（令和6年6月24日開催）

## 理事会議事録（抄）

1. 日 時 令和6年6月24日 午前11時00分

2. 場 所 大原簿記学校7号館 会議室

3. 出席者 9名（敬称略）

\*印：大原会議室と接続したWEB会議システムを用いた出席者

### （1）理事

中本 每彦 中川 和久 高畑 一郎  
丸藤 宏 荒川 克己 石山 卓磨\* 重塚 悟\*

### （2）監事

松丸 隆一\* 高山 昌茂\*

4. 欠席者 0名

### 5. 協議事項

（1）東京経営大学（仮称） 就任予定教員採用の件

### 6. 議事の経過および結果

事務局から、本日の臨時理事会は、WEB会議システムを利用して行う旨を述べ、出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時・的確な意思表示が互いのできる状態となっていることを確認した。

その上で、中本每彦氏が議長となり、寄附行為第15条に規定する理事総数の過半数の理事が出席し、所定の定数に達したので開会を宣して議案の審議に入った。

議長から「5. 協議事項（1）東京経営大学（仮称） 就任予定教員採用の件」について、別添資料に基づき以下のような説明がなされた。

#### （1）協議事項

東京経営大学（仮称） 就任予定教員採用の件

#### （2）具体的な内容

##### ① 背景・実情

東京経営大学（仮称）にて、採用する教員につきまして、現在の大原学園就業規則における定年年齢を超える方を1名採用したく存じます。これは、現在、文部科学省による大学新設の審査を受けておりますが、当初申請した教員候補者のうち、教員として不適格等の判定を受けた候補者が出て参りました。その者に替えて、新たに教員候補者を選出いたしましたところ、次の1名が大学の完成年度において、満60歳を超えております。つきましては、補正申請書提出期限（2024年6月27日）までに決議されていることが必要であることから、このたびのご依頼となりました。なにとぞ、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

根拠条文 就業規則 第4節 退職・定年  
(定年)

第19条 職員は、満60歳に達した日の属する月の末日をもって定年（退職）とする。

2. 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、第20条（解雇）または第43条第3項（懲戒処分）に該当する事由のない職員について

は、満 65 歳まで再雇用職員として再雇用する。以下、省略。

3. 省略

4. 第 1 項の規定にかかわらず、学園が特に必要と認めた者については、これと異なる定めをすることができる。

② 就任予定教員

1) 丹野 勲 (満69歳) 大学開設時の年齢70歳、完成年度の3月31日現在の年齢74歳

③ 就任後の職位

1) 丹野 勲：基幹教員 専ら当該大学等の教育研究に従事するもの以外：教授

④ 添付書類

教員個人調書 [履歴書・教育研究業績書]

議長から出席者に対して、質問や異議の有無について確認を行ったが、出席者から反対意見等はなかった。その後、採決を行った結果、全員異議なく承認された。

議長からWEB会議システムを利用した臨時理事会が終始異状なく、議題の審議を終了した旨を伝えて閉会した。

その後、寄附行為の規定に従い、議長の他に本理事会の議事録に署名する理事として、次の2名を互選により選任した。

理事会 議事録署名人 中川 和久

理事会 議事録署名人 高畑 一郎

以上で議案の審議を終了したので、議長は議事終了の旨を述べて午前11時30分閉会した。

上記の議決を明確にするためにこの議事録を作成し署名理事及び監事はこれに署名する。

令和6年6月24日

議長理事

中本 每彦

理事

中川 和久

理事

高畑 一郎

監事

松丸 隆一

監事

高山 昌茂

本書は原本と相違ないことを  
証明します。

令和6年6月25日  
東京都千代田区西神田一丁目2番10号

学校法人 大原学園

理事長 中本 每彦



## 評議員会議事録（抄）

1. 日 時 令和6年6月24日 午前10時30分
2. 場 所 大原簿記学校7号館 会議室
3. 出席者 19名（敬称略）

\*印：大原会議室と接続したWEB会議システムを用いた出席者

### （1）評議員

中本 每彦	中川 和久	高畑 一郎		
丸藤 宏	荒川 克己	石山 卓磨*	重塚 悟*	
中野 信男*	川口 清*	羽深 義輝*	児玉 紀裕*	村田 美保*
篠原 建成*	油田 宗記*	山元 貴司	徳田 文秀*	美濃越 義信*

### （2）監事

松丸 隆一\* 高山 昌茂\*

4. 欠席者 0名

### 5. 諮問事項

#### （1）東京経営大学（仮称） 就任予定教員採用の件

### 6. 議事の経過および結果

事務局から、本日の臨時評議員会は、WEB会議システムを利用して行う旨を述べ、出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時・的確な意思表示が互いに行える状態となっていることを確認した。

その上で、中本每彦氏が議長に選任され、寄附行為第25条に規定する評議員総数の過半数が出席し、所定の定数に達したため、開会を宣して諮問事項の確認に入った。

議長から「5. 諮問事項（1）東京経営大学（仮称） 就任予定教員採用の件」について、別添資料に基づき以下のような説明がなされた。

#### （1）諮問事項

東京経営大学（仮称） 就任予定教員採用の件

#### （2）具体的な内容

##### ① 背景・実情

東京経営大学（仮称）にて、採用する教員につきまして、現在の大原学園就業規則における定年年齢を超える方を1名採用したく存じます。これは、現在、文部科学省による大学新設の審査を受けておりますが、当初申請した教員候補者のうち、教員として不適格等の判定を受けた候補者が出て参りました。その者に替えて、新たに教員候補者を選出いたしましたところ、次の1名が大学の完成年度において、満60歳を超えております。つきましては、補正申請書提出期限（2024年6月27日）までに決議されていることが必要であることから、このたびのご依頼となりました。なにとぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

根拠条文 就業規則 第4節 退職・定年

（定年）

第19条 職員は、満60歳に達した日の属する月の末日をもって定年（退職）とする。

2. 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、第 20 条（解雇）または第 43 条第 3 項（懲戒処分）に該当する事由のない職員については、満 65 歳まで再雇用職員として再雇用する。以下、省略。
  3. 省略
  4. 第 1 項の規定にかかわらず、学園が特に必要と認めた者については、これと異なる定めをすることができる。
- ② 就任予定教員
    - 1) 丹野 勲（満69歳） 大学開設時の年齢70歳、完成年度の3月31日現在の年齢74歳
  - ③ 就任後の職位
    - 1) 丹野 勲：基幹教員 専ら当該大学等の教育研究に従事するもの以外：教授
  - ④ 添付書類  
教員個人調書〔履歴書・教育研究業績書〕

議長から出席者に対して、質問や意見を求めたが、出席者から反対意見等はなかった。これにより、議長から理事会への上程が表明された。

議長からWEB会議システムを利用した臨時評議員会が終始異状なく、諮問事項を終了した旨を伝えて閉会した。

その後、寄附行為の規定に従い、議長の他に本評議員会の議事録に署名評議員として、次の2名を互選により選任した。

評議員会	議事録署名人	中川 和久
評議員会	議事録署名人	高畑 一郎

以上で議案の審議を終了したので、議長は議事終了の旨を述べて午前10時55分閉会した。

上記の議決を明確にするためにこの議事録を作成し署名評議員及び監事はこれに署名する。

令和6年6月24日

議長評議員

中本 毎彦

評議員

中川 和久

評議員

高畑 一郎

監事

松丸 隆一

監事

高山 昌茂

本書は原本と相違ないことを  
証明します。

令和6年6月25日  
東京都千代田区西神田一丁目2番10号

学校法人 大原学園  
理事長 中本 毎彦

